（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

吸収合併に係る会社法上の事後備置書面

２０２０年４月１日
住友重機械工業株式会社
代表取締役　　下村　真司

合併に係る事後開示事項

住友重機械工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、2019年10月31日付合併契約に基づき、2020年４月１日をもって、住友重機械ギヤモータ株式会社（以下「ギヤモータ」といいます。）との間で吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下の通りです。

１．本件吸収合併が効力を生じた日

2020年４月１日をもって本件吸収合併は効力を生じています。

２．吸収合併消滅会社における会社法第784条の２、会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

（１）会社法第784条の２の規定による手続の経過

ギヤモータは、当社の100%子会社であるため、本件吸収合併をやめることの請求に係る手続きは行っておりません。

（２）会社法第785条の規定による手続の経過

ギヤモータは、当社の100%子会社であるため、反対株主からの株式買取請求に係る手続きを行っておりません。

（３）会社法第787条の規定による手続の経過

ギヤモータは、新株予約権を発行していなかったため、該当する事項はありません。

（４）会社法第789条の規定による手続の経過

ギヤモータは、会社法第789条第２項の規定に基づき2020年２月19日付で官報による公告を行い、その知れたる債権者に対しては個別の催告を行いましたが、所定の期間内に会社法第789条第１項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社おける会社法第796条の２、会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

（１）会社法第796条の２の規定による手続の経過

本件吸収合併は、会社法第796条第２項本文に規定する場合に該当するため、当社は本件吸収合併をやめることの請求に係る手続きは行っておりません。

（２）会社法第797条の規定による手続の経過

本件吸収合併は、会社法第796条第２項本文に規定する場合に該当するため、当社は反対株主からの株式買取請求に係る手続きは行っておりません。

当社は、会社法第797条第４項の規定に基づき、2020年２月19日付で電子公告を行いました。所定の期間内に反対の意思の通知をした株主が有する議決権の数は947個でありました。会社法施行規則第197条に定める株式の数は20,408個であるため、会社法796条第３項により株主総会の承認を得なければならない場合には該当しませんでした。

（３）会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第２項及び第３項の規定に基づき 2020 年２月 19 日付官報及び同日付電子公告を行いましたが、所定の期間内に会社法第 799 条第１項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、ギヤモータより、その資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

５．会社法第 782 条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

６．本件吸収合併による変更登記をした日

2020 年４月１日付で本件吸収合併による変更登記申請を行いました。

７．その他本件吸収合併に関する重要な事項

該当はありません。

以　上

別　紙

会社法第７８２条第１項及び会社法施行規則第１８２条の規定に基づく

当社と住友重機械工業株式会社との
吸収合併に係る事前備置書類

（消滅会社）
２０２０年２月１９日
住友重機械ギヤモータ株式会社
代表取締役　酒井　邦明

合併に係る事前開示書類

会社法第７８２条第１項及び会社法施行規則第１８２条の定めに従い、以下のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

１．合併契約書の内容

別紙１「合併契約書」のとおりです。

２．合併対価及び割当の相当性に関する事項

存続会社である住友重機械工業株式会社は当社の発行株式全部を所有しているため合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

３．新株予約権の対価の相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社（住友重機械ギヤモータ株式会社）について次に掲げる事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産等の処分等

該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社（住友重機械工業株式会社）について次に掲げる事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙３のとおりです。

②臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産等の処分等

該当事項はありません。

６．債務履行の見込みに関する事項

当社及び吸収合併存続会社の直近の貸借対照表をもとに、資産の額及び負債の額等について検討した結果、合併の効力発生日以後における当社の債務については、その履行の見込みは充分あるものと考えております。

７．吸収合併契約等備置開始後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、会社法施行規則第１８２条第１号から第５号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更が生じた際は、別紙として追加します。

２０２０年2月１９日

住友重機械ギヤモータ株式会社

代表取締役　酒井　邦明



別紙1

合　併　契　約　書

住友重機械工業株式会社（住所：東京都品川区大崎二丁目１番１号。以下「甲」という）と、住友重機械ギヤモータ株式会社（住所：愛知県大府市朝日町六丁目１番地。以下「乙」という）とは、合併に関し以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

（本件合併に際して発行する株式等）

第２条　甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本件合併に際して、新株式を発行しないものとし、乙の株主に対してその保有する乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

（資本金及び準備金）

第３条　甲は、本件合併により資本金及び準備金を増加しない。

（効力発生日）

第４条　本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2020 年４月１日とする。但し、甲及び乙は、本件合併手続の進行上の必要に応じ、協議の上これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第５条　乙は、2019 年９月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した資産及び負債並びに権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

（善管注意義務）

第６条　甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって業務執行及び財産管理を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う際には、甲乙事前に協議し合意の上これを行う。

（従業員の引継）

第７条　甲は、本件合併の効力発生日における乙の従業員を引き継ぐものとし、甲乙双方の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

（本件合併条件の変更及び本契約の解除）

第８条　本契約締結の日から効力発生日に至るまでにおいて、天災地変、その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときには、甲乙協議の上、本件合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第９条　甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、本件合併に必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上定める。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

2019 年 10 月 31 日

甲：住友重機械工業株式会社
東京都品川区大崎二丁目１番１号
代表取締役　下村　真司

乙：住友重機械ギヤモータ株式会社
愛知県大府市朝日町六丁目１番地
代表取締役　酒井　邦明

上記は原本と相違ありません.
愛知県大府市朝日町六丁目1番地
住友重機械ギヤモータ株式会社
代表取締役　酒井邦明

第123期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時　2019年 6 月 27 日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所　当社本店25階会議室
東京都品川区大崎二丁目１番１号
（ThinkPark Tower）

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2019年６月26日（水曜日）午後６時まで

住友重機械工業株式会社

証券コード：6302

目次

当社ウェブサイトに掲載する事項

このマークの事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

ごあいさつ …… 2

招集ご通知

第123期定時株主総会招集ご通知 …… 3
議決権行使のご案内 …… 5

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件 …… 7
第2号議案　取締役９名選任の件 …… 8
第3号議案　監査役２名選任の件 …… 18
第4号議案　補欠監査役１名選任の件 …… 20
（ご参考）当社のコーポレートガバナンスについて 21

【提供書面】

事業報告

１．企業集団の現況 …… 24
２．会社の現況 …… 40

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

連結貸借対照表 …… 55
連結損益計算書 …… 56
（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書 …… 57

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表 …… 58
損益計算書 …… 59

株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 …… 60
会計監査人の監査報告書 …… 61
監査役会の監査報告書 …… 62

株主総会会場ご案内図

当社ウェブサイト
http://www.shi.co.jp

ごあいさつ



株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第123期定時株主総会を6月27日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長　下村真司（しもむらしんじ）

経営理念

企業使命

一流の商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーを目指します。
誠実を旨とし、あらゆるステークホルダーから高い評価と信頼を得て、
社会に貢献します。

私たちの価値観

顧客第一	顧客価値を第一に考え優れた商品とサービスを提供します。
変化への挑戦	現状に甘んずることなく変化に挑戦し続けます。
技術重視	独自の技術を磨き社会の発展に貢献します。
人間尊重	互いを尊重し学び合い成長する組織風土を育みます。

2019年６月５日

株主のみなさまへ

東京都品川区大崎二丁目１番１号
住友重機械工業株式会社
代表取締役社長　下　村　真　司

第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123期定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年６月26日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

議決権行使の方法

株主総会にご出席いただける方	**同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。**
郵送により議決権を行使していただく場合	同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、**2019年６月26日（水曜日）午後６時まで**に到着するようにご返送ください。
インターネット等により議決権を行使していただく場合	６頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、**2019年６月26日（水曜日）午後６時まで**に賛否をご入力ください。

記

1. 日　　時　**2019年6月27日**（木曜日）**午前10時**（受付開始：午前９時）
2. 場　　所　**当社本店 25階会議室**
東京都品川区大崎二丁目１番１号（ThinkPark Tower）

3. 目的事項

報告事項
1 第123期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第123期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

その他本招集ご通知に関する事項

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
◎上記「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は、事業報告の一部として、監査役による監査の対象となっております。また「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、連結計算書類又は計算書類の一部として、会計監査人及び監査役による監査の対象となっております。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに、その内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト
http://www.shi.co.jp

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主のみなさまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の方法がございます。

株主総会にご出席いただける方

議決権行使書面を会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書面を会場受付にご提出願います。
代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主様１名に限ることとさせていただきます。



株主総会開催日時

2019年６月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

株主総会にご出席いただけない方

郵送によるご提出

議決権行使書面に各議案の賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。

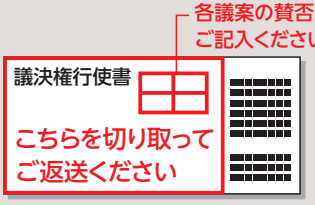

行使期限

2019年６月26日（水曜日）
午後６時到着分まで

インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2019年６月26日（水曜日）
午後６時まで

議決権行使書面のご記入方法のご案内

インターネットによる議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

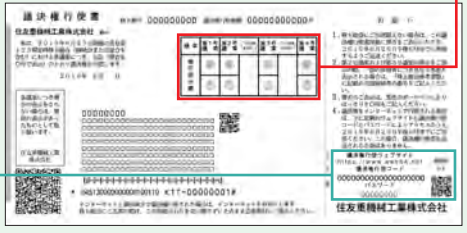

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第１号、第４号議案

賛成の場合……「賛」の欄に○印
反対の場合……「否」の欄に○印

第２号、第３号議案

賛成の場合……「賛」の欄に○印
反対の場合……「否」の欄に○印
一部の候補者に反対する場合……「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の３日前までに、書面によってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申し上げます。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

議決権行使期限：2019年６月26日（水曜日）午後６時まで受け付けいたします。

❶ 議決権行使ウェブサイトへアクセス

https://www.web54.net

❷ ログインする

お手元の議決権行使書面に記載された「議決権行使コード」を入力

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

❸ パスワードの入力

お手元の議決権行使書面に記載された「パスワード」を入力

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

【注意事項】

※郵送とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

※インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

フリーダイヤル **0120-652-031**（受付時間 9：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、期間利益に応じた株主配当及びその向上を基本姿勢としつつ、長期的かつ安定的な事業展開に必要な内部留保の充実を図りながら、これらを総合的に勘案し決定することとしております。また、配当性向につきましては、「中期経営計画2019」の期間中において30%維持を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記配当方針に従い、さらに、当期の業績及び当社を取り巻く経営環境並びに今後の成長に備えるための内部留保の必要性等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

❶配当財産の種類　　**金銭**

❷株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　　**62円**

配当総額　　**7,596,582,736円**

＜ご参考＞

当期の剰余金の配当は、すでに実施いたしました中間配当の１株につき50円と合わせて、前期比27円増の１株につき112円となります。

❸剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月28日

＜ご参考＞**1株当たり配当金及び配当性向の推移**※（円/%）

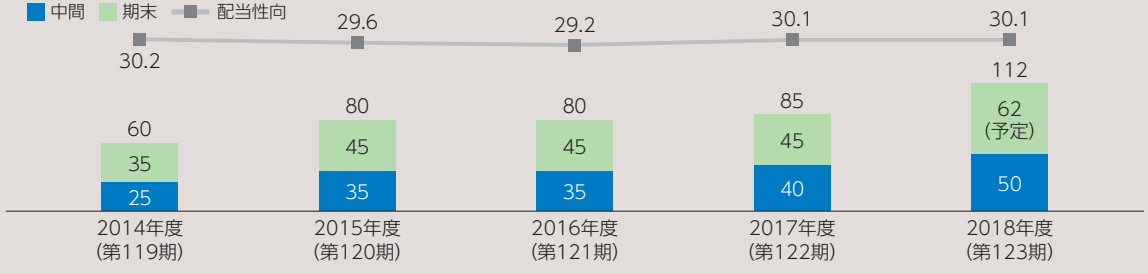

※当社は、2017年10月１日を効力発生日として、普通株式５株を１株とする株式併合を実施しました。上記のグラフは過去４期にさかのぼって比較できるように第119期の期首に株式併合を実施したと仮定して記載しております。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役２名を含む取締役９名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任	別川　俊介（べつかわ　しゅんすけ）	代表取締役会長 取締役会議長　指名　報酬	14／14回（100%）
2	再任	下村　真司（しもむら　しんじ）	代表取締役社長（兼）CEO　指名　報酬	13／14回　（93%）
3	再任	冨田　良幸（とみた　よしゆき）	代表取締役（兼）専務執行役員 貿易管理室長（兼）技術本部長	14／14回（100%）
4	再任	田中　利治（たなか　としはる）	取締役（兼）専務執行役員 パワートランスミッション・コントロール事業部長	14／14回（100%）
5	再任	岡村　哲也（おかむら　てつや）	取締役（兼）専務執行役員 産業機器事業部長	10／10回（100%）
6	再任	鈴木　英夫（すずき　ひでお）	取締役（兼）専務執行役員　CFO	10／10回（100%）
7	再任	小島　英嗣（こじま　えいじ）	取締役（兼）常務執行役員 エネルギー環境事業部長	14／14回（100%）
8	再任 社外 独立	髙橋　進（たかはし　すすむ）	社外取締役　指名　報酬	14／14回（100%）
9	再任 社外 独立	小島　秀雄（こじま　ひでお）	社外取締役　指名・委員長　報酬・委員長	14／14回（100%）

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

指名　指名委員会委員　　報酬　報酬委員会委員

（ご参考）当社が定める「取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」及び「社外役員の独立性基準」は、21頁に記載しております。

候補者番号 1

別川 俊介（べっかわ しゅんすけ）

再任 指名 報酬

（1954年５月９日生）



所有する当社の株式数
22,107株
取締役在任年数
10年
取締役会への出席状況
14／14回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年４月　当社入社
2007年４月　常務執行役員　財務経理本部長
2009年４月　常務執行役員　財務経理本部長（兼）企画室長
2009年６月　取締役（兼）常務執行役員　財務経理本部長（兼）企画室長
2010年４月　取締役（兼）専務執行役員　財務経理本部長
2011年４月　代表取締役（兼）専務執行役員　CFO
　　財務経理本部長（兼）貿易管理室長
2012年４月　代表取締役（兼）執行役員副社長　CFO　貿易管理室長
2013年４月　代表取締役社長（兼）CEO
2019年４月　**代表取締役会長　取締役会議長**　現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

別川俊介氏は、財務、経理及び企画部門の責任者を経て2013年に代表取締役社長に就任し、「中期経営計画2016」と「中期経営計画2019」の２つの中期経営計画を策定、強固な事業体質の構築を推進してまいりました。2019年４月に代表取締役会長に就任するとともに、取締役会議長としてガバナンス体制の強化等を推進し、当社グループの経営を担っております。
当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

下村 真司（しもむら しんじ）

再任 指名 報酬

（1957年２月３日生）



所有する当社の株式数
4,684株
取締役在任年数
3年
取締役会への出席状況
13／14回（93%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1982年４月　当社入社
2012年４月　住友建機株式会社取締役
2013年４月　同社常務取締役
2014年４月　同社専務取締役
2014年４月　当社執行役員
2015年４月　常務執行役員
2015年４月　住友建機販売株式会社代表取締役社長
2016年４月　住友建機株式会社代表取締役社長
2016年６月　当社取締役（兼）常務執行役員
2018年４月　取締役（兼）専務執行役員
2019年４月　**代表取締役社長（兼）CEO**　現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

下村真司氏は、住友建機株式会社の代表取締役社長として、強いリーダーシップのもと、建設機械部門の事業伸長を図る等の功績を上げ、当社グループの経営を担ってまいりました。2019年４月に代表取締役社長に就任し、2017年度からスタートした「中期経営計画2019」に掲げた課題と目標の達成に向け、最高経営責任者として当社グループの経営を指揮しております。当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

冨田 良幸（とみた よしゆき） 再任

（1956年５月２日生）



所有する当社の株式数
3,061株
取締役在任年数
7年
取締役会への出席状況
14／14回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年４月　当社入社
2011年４月　執行役員　技術本部技術研究所長
2012年６月　取締役（兼）執行役員　技術本部技術研究所長
2014年４月　取締役（兼）常務執行役員　技術本部長
2016年４月　取締役（兼）専務執行役員　技術本部長
2018年４月　**代表取締役（兼）専務執行役員**
貿易管理室長（兼）技術本部長　現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

冨田良幸氏は、技術部門の要職を歴任し、長年にわたり当社の技術開発に貢献してまいりました。2011年に執行役員、2012年に取締役、2014年に常務執行役員に就任し、2016年に専務執行役員に昇任いたしました。2018年には代表取締役に就任し、技術部門の責任者として当社グループの研究、開発をリードするとともに、業務全般につき社長を補佐し、当社グループの経営を担っております。
当社は、同氏が当社グループの基盤となる技術全般及び経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

田中 利治（たなか としはる） 再任

（1959年１月30日生）



所有する当社の株式数
8,716株
取締役在任年数
6年
取締役会への出席状況
14／14回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1983年４月　当社入社
2011年４月　精密機器事業部長
2013年４月　常務執行役員　精密機器事業部長
2013年６月　取締役（兼）常務執行役員　精密機器事業部長
2014年４月　取締役（兼）常務執行役員
　　パワートランスミッション・コントロール事業部海外営業部長
2014年10月　取締役（兼）常務執行役員
　　パワートランスミッション・コントロール事業部長
2015年４月　**取締役（兼）専務執行役員**
　　パワートランスミッション・コントロール事業部長　現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

田中利治氏は、2011年に精密機器事業部長に就任後、2013年に取締役常務執行役員に就任し、2014年より機械コンポーネント部門の責任者として事業成長への取組みを推進してまいりました。2015年には専務執行役員に昇任し、当社グループの経営を担っております。
当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

岡村 哲也（おかむら てつや） 再任

（1956年５月５日生）



所有する当社の株式数
2,478株
取締役在任年数
1年
取締役会への出席状況
10／10回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1980年４月　当社入社
2008年３月　Demag Ergotech GmbH　Managing Director & CEO
2012年４月　当社常務執行役員
2017年４月　常務執行役員　産業機器事業部長
2018年４月　専務執行役員　産業機器事業部長
2018年６月　**取締役（兼）専務執行役員　産業機器事業部長**　現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

岡村哲也氏は、2008年にDemag Ergotech GmbHのManaging Director & CEOに就任後、2012年に当社常務執行役員に就任し、当社グループのプラスチック機械事業の競争力強化に貢献してまいりました。2017年に産業機器事業部の責任者に就任後、2018年に取締役専務執行役員に就任し、同事業部門の責任者として収益安定化、商品力強化の取組みを推進しております。

当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

鈴木 英夫（すずき ひでお） 再任

（1960年1月7日生）



所有する当社の株式数
6,861株
取締役在任年数
1年
取締役会への出席状況
10／10回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 4 月　当社入社
2012年 4 月　財務経理本部長
2014年 4 月　常務執行役員　財務経理本部長
2018年 4 月　専務執行役員　財務経理本部長
2018年 6 月　取締役（兼）専務執行役員　財務経理本部長
2019年 4 月　**取締役（兼）専務執行役員　CFO**　現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

鈴木英夫氏は、2012年に財務経理本部長に就任後、2014年に常務執行役員、2018年に取締役専務執行役員に就任し、2019年４月からは最高財務責任者として、当社グループにおける業績の管理、成長に向けた積極的投資活動における財務規律の維持に取り組んでおります。
当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

小島 英嗣（こじま えいじ） 再任

（1960年１月３日生）



所有する当社の株式数
1,561株
取締役在任年数
2年
取締役会への出席状況
14／14回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1984年４月　当社入社
2006年４月　メカトロニクス事業部技術部主席技師
2009年５月　メカトロニクス事業部技術部長
2010年４月　メカトロニクス事業部電子機械システム部長
2011年４月　メカトロニクス事業部企画管理部長
2013年11月　メカトロニクス事業部長
2016年４月　常務執行役員　メカトロニクス事業部長
2016年７月　常務執行役員　エネルギー環境事業部長
2017年６月　**取締役（兼）常務執行役員**
エネルギー環境事業部長　現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

小島英嗣氏は、2013年にメカトロニクス事業部長に就任後、当社グループ全体の制御技術を牽引する同事業の責任者として、その役割を果たしてまいりました。2016年に常務執行役員、同年にエネルギー環境事業部門の責任者に就任し、事業競争力強化、競争優位構築への取組みを推進するとともに、2017年には取締役に就任し、当社グループの経営を担っております。
当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

髙橋 進（たかはし すすむ）

再任 社外 独立 指名 報酬

（1953年１月28日生）



所有する当社の株式数
0株
取締役在任年数
5年
取締役会への出席状況
14／14回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1976年４月　株式会社住友銀行入行（2004年１月退行）
2004年２月　株式会社日本総合研究所理事
2005年８月　内閣府政策統括官
2007年８月　株式会社日本総合研究所副理事長
2011年６月　同社理事長
2014年６月　**当社社外取締役**　現在に至る
2018年４月　**株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス**　現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

髙橋進氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、経済及び経営についての高い識見を有するとともに、民間企業及び政府機関の双方において幅広い実務経験を有しております。
当社は、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待し、また、同氏が取締役会における積極的な発言や指名委員会委員及び報酬委員会委員としての活動を通じてそれらの役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

▶当社は株式会社東京証券取引所に対して、髙橋進氏を独立役員として届け出ております。
▶当社は、髙橋進氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 9

小島 秀雄（こじま ひでお）

再任 社外 独立 指名・委員長 報酬・委員長

（1948年11月30日生）



所有する当社の株式数
0株
取締役在任年数
4年
取締役会への出席状況
14／14回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 3 月　**公認会計士**登録　現在に至る
1995年 5 月　太田昭和監査法人代表社員
2000年 5 月　監査法人太田昭和センチュリー常任理事
2004年 5 月　新日本監査法人東京事務所国際部門長
2006年 5 月　同法人副理事長
2010年 9 月　新日本有限責任監査法人シニアアドバイザー
2011年 6 月　アルパイン株式会社社外監査役
2011年 6 月　当社社外監査役
2011年 6 月　**小島秀雄公認会計士事務所**開設　現在に至る
2013年 6 月　株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外監査役
2015年 6 月　**当社社外取締役**　現在に至る
2016年 6 月　アルパイン株式会社社外取締役（監査等委員）
（2019年１月退任）

重要な兼職の状況

小島秀雄公認会計士事務所　公認会計士

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

小島秀雄氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏は公認会計士として長年の実務経験を有する財務及び会計の専門家であり、その豊富な経験と高い識見は当社にとり大変有益であります。
当社は、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待し、また、同氏が取締役会における積極的な発言や指名委員会委員長及び報酬委員会委員長としての活動を通じてそれらの役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

▶当社は株式会社東京証券取引所に対して、小島秀雄氏を独立役員として届け出ております。
▶当社は、小島秀雄氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役野草淳、中村雅一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

野草（のぐさ）　淳（じゅん）　再任

（1956年10月25日生）



所有する当社の株式数
1,440株
監査役在任年数
1年
取締役会への出席状況
10／10回（100%）
監査役会への出席状況
8／8回（100%）

略歴及び当社における地位

1979年４月　当社入社
2005年４月　精密機械事業本部レーザ事業センター企画管理部長
2006年４月　電子機械事業部企画管理部長
2008年４月　メカトロニクス事業部企画管理部主管
2009年５月　メカトロニクス事業部企画管理部長
2011年４月　企画室主管
2014年４月　内部統制本部長
2018年４月　内部統制本部理事
2018年６月　**監査役**　現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

監査役候補者とした理由

野草淳氏は、事業部門の企画管理責任者等を経て、2014年に内部統制本部長に就任後、当社グループの内部統制システム構築やコンプライアンスへの取組みを推進してまいりました。2018年に監査役に就任し、監査役として、当社経営に対する実効性のある監査活動に取り組んでおります。当社は同氏が、その豊富な経験と幅広い知見によって、他の監査役と協力して引き続き監査役の職責を果たすことができると判断し、再任をお願いするものであります。

（ご参考）当社が定める「監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」は、21頁に記載しております。

候補者番号 2

中村 雅一（なかむら まさいち）

再任 社外 独立 報酬

（1957年１月９日生）



所有する当社の株式数
0株
監査役在任年数
2年
取締役会への出席状況
13／14回（93%）
監査役会への出席状況
11／12回（92%）

略歴及び当社における地位

1987年３月　**公認会計士**　現在に至る
2008年８月　新日本有限責任監査法人常務理事
2014年７月　同法人代表社員副理事長
2014年７月　EYビジネスイニシアティブ株式会社代表取締役
2016年９月　**中村雅一公認会計士事務所**開設　現在に至る
2017年６月　**SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）**　現在に至る
2017年６月　**当社社外監査役**　現在に至る

重要な兼職の状況

中村雅一公認会計士事務所　公認会計士
SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外監査役候補者とした理由

中村雅一氏は、公認会計士として長年の実務経験を有する財務及び会計の専門家であり、また過去に代表取締役として会社の経営にも関与したことがあります。これらの豊富な経験と同氏の高い識見は当社にとり大変有益であります。
当社は同氏が、社外監査役としての客観的かつ独立した立場で当社経営に対し引き続き実効性のある監査をしていただけるものと判断し、再任をお願いするものであります。

▶中村雅一氏は、2019年6月にテルモ株式会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
▶当社は株式会社東京証券取引所に対して中村雅一氏を独立役員として届け出ております。
▶当社は、中村雅一氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

（ご参考）当社が定める「監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」及び「社外役員の独立性基準」は、21頁に記載しております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

本総会開始の時をもって、2018年６月28日開催の第122期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役加藤朋行氏の選任の効力が失効いたしますので、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

加藤（かとう）　朋行（ともゆき）

社外　独立

（1944年８月14日生）



所有する当社の株式数
0株

略歴及び当社における地位

1976年４月　**公認会計士**登録　現在に至る
1992年７月　太田昭和監査法人代表社員
2006年７月　加藤公認会計士事務所開設
2007年６月　東洋埠頭株式会社社外監査役
2016年６月　当社社外監査役
2017年６月　**当社補欠監査役**　現在に至る

重要な兼職の状況

公認会計士

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

補欠の社外監査役候補者とした理由

加藤朋行氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏は公認会計士として長年の実務経験を有する財務及び会計の専門家であり、その豊富な経験と高い識見は当社にとり大変有益であります。当社は、同氏が社外監査役としての客観的かつ独立した立場で当社経営に対し実効性のある監査をしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

▶本議案が承認された後において、加藤朋行氏が社外監査役に就任した場合、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

▶本議案が承認された後において、加藤朋行氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結する予定であります。

（ご参考）当社が定める「監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」及び「社外役員の独立性基準」は、21頁に記載しております。

以　上

ご参考 「当社のコーポレートガバナンスについて」

取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1．当社の取締役候補は、次の各号に掲げる事項を充足する者から指名します。
　①　優れた人格・見識・能力を有していることに加えて、高い倫理観を有している者
　②　経営全体の俯瞰力、本質的なリスク把握力、幅広い経営知識を有している者
　③　住友の事業精神及び当社グループの経営理念等を理解し、体現していける者
2．取締役候補の指名に当たっては、取締役会全体として実効的なコーポーレートガバナンスが実現できるように、各取締役候補の専門性、経験（経営や事業の経験、グローバル事業展開の経験を含む）のバランス及び多様性等を考慮します。
3．社内取締役候補については、当社の経営戦略及び事業領域との親和性、当該候補のこれまでの経営や事業、専門領域等の経験も考慮して指名します。
4．社外取締役候補については、経営陣から独立した立場で経営を監督し、ステークホルダーの視点を適切に反映させるとの役割のみならず、経営者としての豊富な経験又は経営に関する幅広い知識等も考慮して指名します。
5．取締役候補については、取締役会の諮問機関である指名委員会の審査及び答申を経た上で、取締役会において決定します。

監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1．当社の監査役候補（補欠監査役候補を含む。以下同じ）は、次の各号に掲げる事項を充足し、独立した客観的な立場において適切な判断を行う能力を有する者から指名します。
　①　優れた人格・見識・能力を有していることに加えて、高い倫理観を有している者
　②　経営全体の俯瞰力、本質的なリスク把握力、幅広い経営知識を有している者
　③　住友の事業精神及び当社グループの経営理念等を理解し、体現していける者
2．監査役候補の指名に当たっては、監査役会として実効性ある監査が実現できるように、各監査役候補の専門性、経験（経営や事業の経験を含む）のバランス及び多様性等を考慮するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有する者を１名以上指名します。
3．社内監査役候補については、当社の経営戦略や経営・事業に関する理解も考慮して指名します。
4．社外監査役候補については、経営者としての豊富な経験又は財務・経理・法務等に関する幅広い知識も考慮して指名します。
5．監査役候補については、取締役会の諮問機関である指名委員会の審査及び答申並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会において決定します。

社外役員の独立性基準

1．当社は、社外取締役及び社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には、当社からの独立性を有しているものと判断します。但し、下記⑭は社外監査役についてのみ適用されるものとします。
　①　当社グループ（※１）の業務執行者（※２）である者、又は過去において当社グループの業務執行者であった者
　②　当社の会計監査人である公認会計士、又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者
　③　当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※３）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人その他の団体である場合は、当該団体に所属する者）
　④　直近の事業年度末日において、当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主（当該株主が法人その他の団体である場合は、その業務執行者）
　⑤　直近の事業年度末日において、当社がその総議決権の10%以上の株式を保有する法人の業務執行者
　⑥　当社の主要な取引先である者（※４）（その者が法人その他の団体である場合には、その業務執行者）
　⑦　当社を主要な取引先とする者（※５）（その者が法人その他の団体である場合には、その業務執行者）

⑧　当社の主要な借入先である者（※６）（当該借入先が法人その他の団体である場合は、当該団体及びその親会社の業務執行者）
⑨　当社から直近３事業年度の平均で、年間1,000万円超の寄付を受けている者（その者が法人その他の団体である場合は、その業務執行者）
⑩　上記①乃至⑨に該当する者（重要でない者（※７）を除く）の配偶者又は二親等内の親族
⑪　過去３年間において、上記②乃至⑨に該当していた者
⑫　過去３年間において、上記①乃至⑨に該当していた者（重要でない者を除く）の配偶者又は二親等内の親族
⑬　当社と社外役員の相互就任関係（※８）にある他の会社の業務執行者
⑭　下記㈠又は㈡に該当する者の配偶者又は二親等内の親族
㈠　当社の子会社の非業務執行取締役である者
㈡　過去１年間において上記㈠又は当社の非業務執行取締役に該当していた者

（※１）当社グループとは、当社、当社の子会社及び関係会社をいう。
（※２）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者（株式会社以外の法人その他の団体の場合には、当該団体の業務を執行する役員、社員又は使用人）をいう。
（※３）多額の金銭その他の財産とは、直近３事業年度の平均で、(i)その者が個人の場合には年間1,000万円以上、(ii)法人その他の団体の場合には、その者の平均年間連結売上高の２％以上の金銭その他の財産の支払いを受けている場合における当該金銭その他の財産をいう。
（※４）当社の主要な取引先である者とは、直近３事業年度における当社のその者に対する平均年間売上額が、当社の平均年間連結売上高の２％以上である者をいう。
（※５）当社を主要な取引先とする者とは、直近３事業年度における当社のその者に対する平均年間支払額が、その者の平均年間連結売上高の２％以上である者をいう。
（※６）当社の主要な借入先である者とは、直近３事業年度における当社の借入金残高の平均が、直近の事業年度末日における当社の連結総資産の２％を超える者をいう。
（※７）重要でない者とは、(i)業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員以外の者をいい、(ii)コンサルタント関係の要件における専門的アドバイザリー・ファーム（監査法人及び法律事務所等）については、社員又はパートナー以外の者（アソシエイト及び従業員）をいう。
（※８）社外役員の相互就任関係とは、当社に在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、且つ、当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

２．当社は、上記１．のいずれかに該当する社外取締役又は社外監査役であっても、その人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役又は独立社外監査役として相応しいと判断する場合には、当該社外取締役又は社外監査役について、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する理由を対外的に説明することを条件に、独立社外取締役又は独立社外監査役とすることができるものとします。

取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続

１．当社の取締役及び執行役員の報酬は、基本報酬、当社や部門の業績を反映した業績連動報酬及び自社株取得を目的とした株式取得報酬により構成します。
２．前項の業績連動報酬については、業績評価の指標として当社や部門の業績を評価する各種経営指標を設定して、当該経営指標に応じて報酬を決定する仕組みとし、事業部門を担当する業務執行取締役については、担当する事業部門の業績を反映します。また、株式取得報酬については、自社株取得を目的とした報酬と位置付け、役位毎に定める一定額以上を、役員持株会を通じた自社株取得に充てるものとします。尚、取得した株式は、在任期間中は継続して保有するものとします。
３．社外取締役については、業務執行部門から独立して経営を監督すべき役割を担うことから、その報酬は基本報酬のみで構成します。
４．取締役及び執行役員に対する報酬は、取締役会の諮問機関である報酬委員会の報酬制度、報酬水準等に関する答申を受けて、取締役会において決定します。

コーポレートガバナンス

当社は、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、企業価値の増大を図り、あらゆるステークホルダーからの評価と信頼をより高めていくため、効率的で透明性の高い経営体制を確立することを目的として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【住友重機械コーポレートガバナンス基本方針】
当社ウェブサイト
日本語…http://www.shi.co.jp/ir/policy/governance/index.html
英　語…http://www.shi.co.jp/english/ir/policy/governance/index.html

【コーポレートガバナンス体制】

当社は、監査役会設置会社であり、この枠組みの中で執行役員制度を導入し、経営における業務執行機能と監督機能を分離しています。

取締役会は、10名（定員12名）で構成され、うち２名の社外取締役が経営陣から独立した立場で経営を監督し、ステークホルダーの視点を適切に反映させる役割を担っております。

監査役会は４名（定員５名）の監査役で構成され、うち２名が社外監査役であります。社外監査役は、各分野における高い専門知識や豊富な経験を、常勤監査役は、当社の経営に関する専門知識や豊富な経験をそれぞれ活かし、実効性の高い監査を行うとともに、取締役会及び執行責任者会議等において経営陣に対して積極的に意見を述べております。

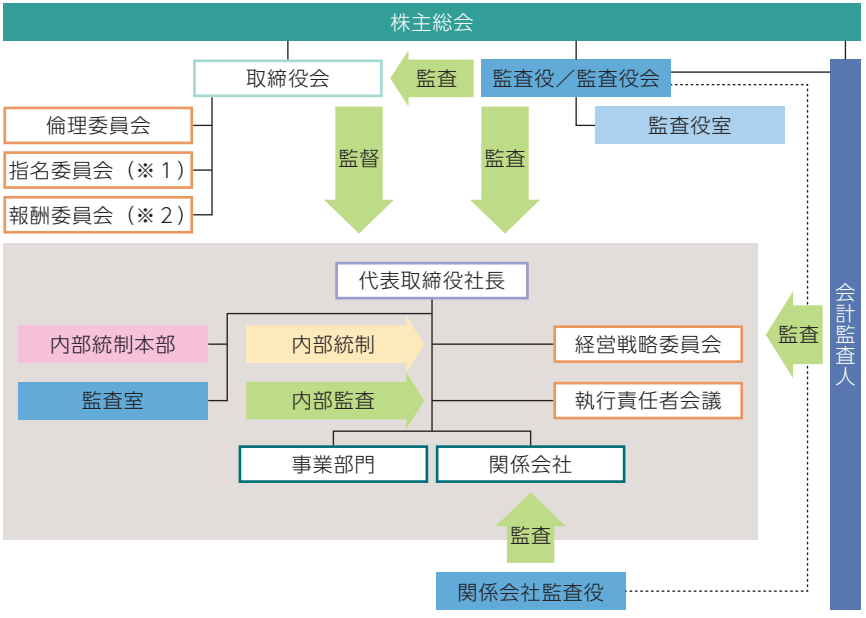

※１ 指名委員会は、社外取締役を含む委員により構成し、取締役・監査役候補の指名、取締役・監査役の解任、役付取締役・代表取締役の選定・解職等について取締役会の諮問を受けて審査・答申するとともに、最高経営責任者等の後継者計画について毎年確認し、その進捗を取締役会に報告しております。

※２ 報酬委員会は、社外取締役及び社外監査役を含む委員により構成し、取締役及び執行役員の報酬制度、報酬水準等について、取締役会の諮問を受けて審議・答申を行っております。

1 企業集団の現況

業績ハイライト

- **受注高、売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高を更新**
- **営業利益も752億円となり、前期に続き「中期経営計画2019」の目標を達成**
- **油圧ショベルの海外事業の好調やM＆A効果が業績に大きく寄与**

受注高
9,522億円
前期比10%増

売上高
9,031億円
前期比14%増

営業利益
752億円
前期比 8% 増

経常利益
726億円
前期比 8% 増

親会社株主に帰属する当期純利益
457億円
前期比32%増

ROIC
10.5%
前期10.3%

1．事業の経過及びその成果

当期における当社グループを取り巻く経営環境は、国内においては企業業績の改善に伴い設備投資が堅調に推移し、海外においては、米国は内外需要の回復により製造業の生産回復が持続し、また、中国では下期に景気持ち直しの動きに足踏みが見られたものの、工業生産は概ね好調に推移したことなどから、世界的に機械需要が増加基調にありました。その一方で、米中貿易摩擦の深刻化、地政学上のリスクの継続及び一部新興国での為替、金融不安の顕在化など依然として不透明感が残る状態でありました。

このような経営環境のもと、当社グループは「中期経営計画2019」を推進し、M&Aや設備投資などの成長投資の積極的実施、CSRの積極推進等の重点施策を推進してまいりました。

この結果、当社グループの当期の受注高は9,522億円、売上高は9,031億円となり、いずれも過去最高を更新しました。

損益面につきましては、営業利益は752億円、経常利益は726億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高の457億円となりました。また、税引後のROIC*は10.5%となりました。

なお、当社及び当社グループ会社において、製品及びサービスに関し不適切な検査等が行われたことにつきましては、株主のみなさまに多大のご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は、この事態を厳粛かつ真摯に受け止め、社外取締役を委員長とする特別調査委員会を設置し、不適切な検査等が生じた背景及び原因の究明を行いました。また、同委員会の提言を受け、当社グループとしての再発防止策を策定いたしました。関与した従業員につきましては、就業規則に基づく厳正な処分を行い、役員の一部においては、報酬の一部を返上いたしました。

＊ROICとは、投下資本税引後利益率であり、投下資本（株主資本と有利子負債の合計金額）に対してどれだけ利益を出しているか、資本のコストに見合う収益性があるかを示す指標であります。

セグメント別事業の状況

セグメント別売上高構成比

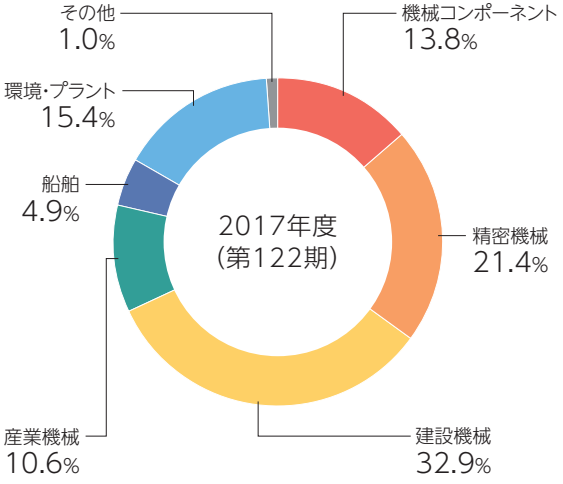

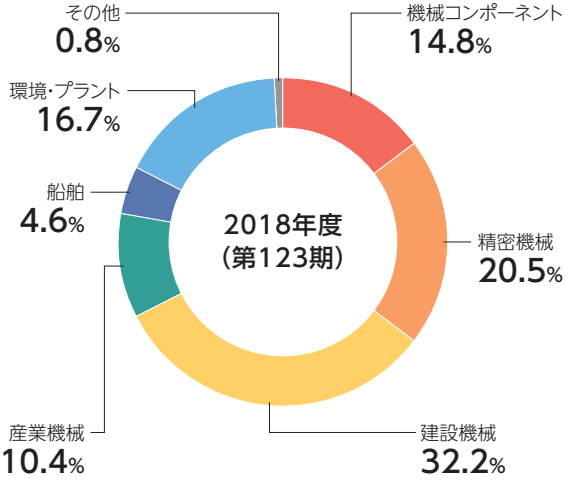

セグメント別受注高・売上高・受注残高

(単位：億円)

部　門	受注高		売上高		受注残高	
	2017年度 (第122期)	2018年度 (第123期)	2017年度 (第122期)	2018年度 (第123期)	2018年3月31日 (第122期末)	2019年3月31日 (第123期末)
機械コンポーネント	1,151	**1,340**	1,094	**1,334**	366	**372**
精密機械	1,905	**1,915**	1,694	**1,857**	774	**832**
建設機械	2,652	**3,053**	2,605	**2,905**	581	**729**
産業機械	877	**908**	838	**937**	989	**960**
船舶	349	**320**	383	**414**	496	**401**
環境・プラント	1,627	**1,913**	1,219	**1,510**	2,311	**2,715**
その他	77	**73**	78	**73**	15	**14**
合計	8,640	**9,522**	7,910	**9,031**	5,532	**6,023**

機械コンポーネント部門

主要な事業内容　減・変速機、モータ



サイクロ®減速機

受注高

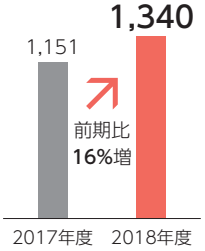

売上高

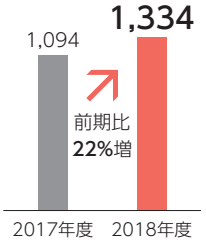

営業利益

（単位：億円）

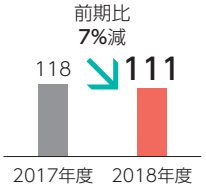

中小型の減・変速機が好調であったことや、Lafertグループ（Lafert S.p.A.等）を連結子会社化したことから、受注、売上ともに増加しました。

精密機械部門

主要な事業内容　プラスチック加工機械、フィルム加工機械、半導体製造装置、レーザ加工システム、極低温冷凍機、精密位置決め装置、精密鍛造品、制御システム装置、防衛装備品、工作機械



プラスチック加工機械

受注高

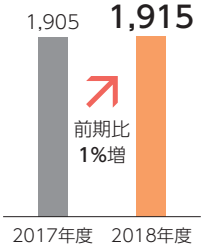

売上高

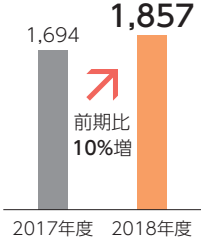

営業利益

（単位：億円）

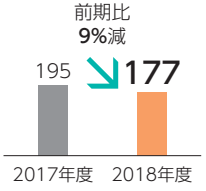

プラスチック加工機械事業は、中国での電気電子関連の高い需要が持続したことや、欧州での需要が堅調に推移したことから、受注、売上ともに増加しました。

その他精密機械事業は、半導体関連の一部機種が落ち込んだことから受注は減少したものの、前期からの受注残があったことから、売上は増加しました。

建設機械部門

主要な事業内容　油圧ショベル、建設用クレーン、道路機械



油圧ショベル

受注高

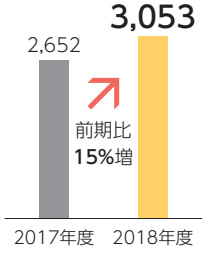

売上高

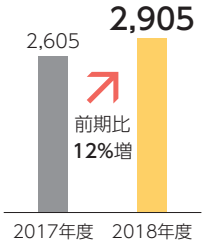

営業利益

(単位：億円)

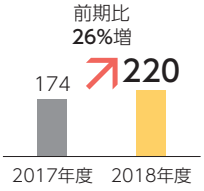

油圧ショベル事業は、中国や北米等海外向けで需要が伸長したことから、受注、売上ともに増加しました。

建設用クレーン事業は、北米市場が回復基調にあることや、国内需要も堅調に推移したことなどから、受注、売上ともに増加しました。

産業機械部門

主要な事業内容　加速器、医療機械器具、鍛造プレス、運搬荷役機械、物流システム、駐車場システム、タービン、ポンプ



タイヤマウント式ジブクレーン
画像提供：新居浜港務局

受注高

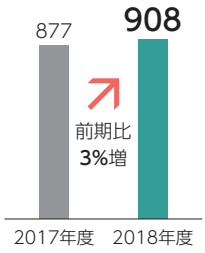

売上高

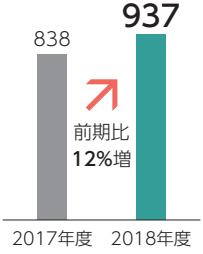

営業利益

(単位：億円)

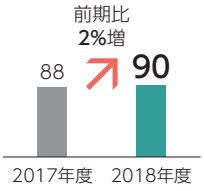

運搬機械事業は、電力、鉄鋼向け需要が堅調であったことから、受注、売上ともに増加しました。

その他産業機械事業は、産業用タービンの減少により受注は減少したものの、鍛造プレス等が増加したことから、売上は増加しました。

船舶部門

主要な事業内容　船舶



アフラマックス型タンカー

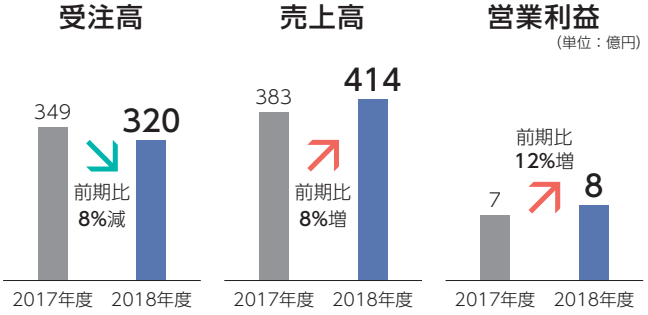

船舶市況は引き続き低迷しており、当期は、前期より１隻少ない３隻の新造船を受注しました。また売上は、前期より１隻少ない４隻の引渡しとなりましたが、船舶修理案件が増えたことから、増加しました。

環境・プラント部門

主要な事業内容　自家発電設備、ボイラ、産業廃棄物処理設備、大気汚染防止装置、水処理装置、プロセス装置、反応容器、攪拌槽、空調設備、食品製造機械



バイオマス発電設備

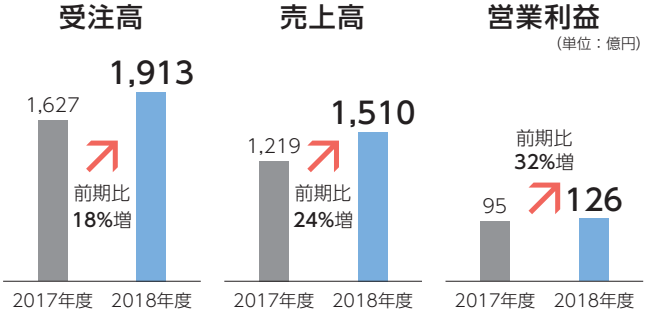

エネルギープラント事業は、国内バイオマス発電設備案件の増加や、前期に子会社としたSumitomo SHI FW Energie B.V.の寄与もあり、受注、売上ともに増加しました。

水処理プラント事業は、大規模排水処理設備案件や長期包括運営管理事業案件を受注したことなどから、受注、売上ともに増加しました。

その他部門

ソフトウェア、不動産

受注高は73億円（前期比６％減）、売上高は73億円（前期比６％減）、営業利益は22億円（前期比５％増）となりました。

2．設備投資等の状況

（1）設備投資の状況

当期は、主力事業及び情報化投資に重点を置き、積極的な設備投資を行いました。

具体的には、機械コンポーネント部門、精密機械部門及び建設機械部門において、生産能力増強及び生産設備更新によるコスト競争力強化のための投資を行い、またグループ全体では、国内を中心に既存設備の更新投資、業務革新に必要なIT投資を行いました。

その結果、当期の設備投資総額は337億円となりました。

設備投資総額の推移

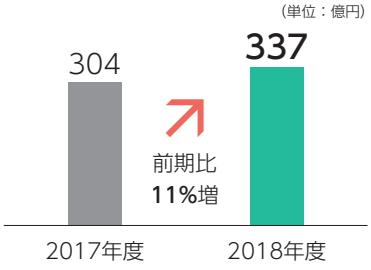

（2）研究開発投資の状況

当期は、「顧客に安心をお届けすること」、「顧客の収益性を向上させること」を目的として、ICT、AIを活用した故障予知、状態監視、運転支援機能等に開発投資を行いました。

具体的には、精密機械部門においては、生産品質管理システム等の開発に投資を行い、建設機械部門においては、現場作業効率化等の開発に投資を行いました。

その結果、当期の研究開発投資総額は169億円となりました。

研究開発投資総額の推移

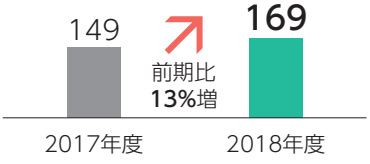

3．資金調達の状況

当期において増資及び社債の発行等による重要な資金調達は行っておりません。

4．事業再編等の状況

当社は、2018年６月25日(イタリア現地時間)付で、産業用モータを製造・販売するLafert S.p.A.及びその持株会社の株式等を取得し、同グループを連結子会社化しました。

5．対処すべき課題

事業を取り巻く経営環境は、国内においては、個人消費や設備投資による民需の下支えにより安定した状態が継続しております。個人消費は雇用や所得の改善の中で持ち直しが見られ、企業部門では収益改善の停滞が見られる中、省力化や技術革新の設備投資が増加しております。海外においては、中国や欧州での景気減速や米国の対中貿易制裁、英国のEU離脱問題などによる景気への影響懸念が強まっております。

2019年度の重点課題

「中期経営計画2019」の最終年度となる2019年度は、その計画達成に向けて、以下の施策に取り組んでまいります。

①「着実な成長」の実現

事業拡大に向けた施策として、事業ごとの役割に応じて、投資を重点的かつタイムリーに実施することで競争力を維持強化し、グループ全体として着実な成長を図ってまいります。

また、機種ごとに培った固有技術に加え、材料、制御などの共通技術のブラッシュアップによる商品力強化を進めてまいります。そのために必要な設備投資、開発投資及び人材確保については、当初計画よりも前倒しで実施してまいります。

②「高収益企業体」への転換

ポートフォリオ・マネジメントを継続し、グループ内での役割のもと、各事業の成長段階や外部環境を踏まえて目標利益と重点課題を明確にし、経営資源の再配分と事業構造改革を推進してまいります。機械コンポーネント事業や精密機械事業などの当社グループをリードする事業群においては、高い目標を設定してグループ全体の高成長高収益を牽引するとともに、全ての事業部門、機種、地域において達成すべき目標を設定し、その達成を通じて高収益体質への変革、事業の骨太化を図ります。

「中期経営計画2019」事業の役割の整理

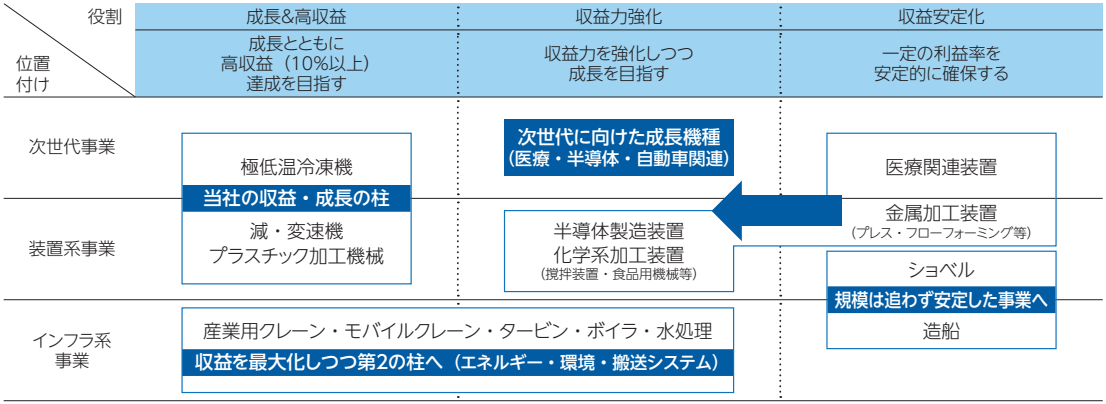

③「たゆみなき業務品質改善」による一流の商品・サービスの創出

(a)製品及びサービスの品質の向上並びに業務プロセス変革の推進

当社グループは、総力を挙げて製品及びサービスの品質管理の徹底及びその向上に取り組み、あらためて品質第一の経営を実践してまいります。

また、事業部門間連携の施策として、アフターマーケット事業の強化をグループ共通課題と位置付け、顧客ニーズをグループ内で共有し積極的に活用するための営業プロセス変革を推進してまいります。さらに、技術開発部門、情報システム部門を中心に、ICT、IoTプロジェクトを進め、必要なインフラ整備にも取り組んでまいります。

(b)コンプライアンスの徹底

当社グループは、コンプライアンスの徹底を最重要課題として引き続き実施してまいります。コンプライアンスマニュアルを改訂し、当社及びグループ各社の役員及び従業員に配付し、教育してまいります。また、各部門で実施しているコンプライアンス教育においては、コンプライアンス違反事例の教育を加えて実施するなど、グループ全体にコンプライアンス意識の一層の周知徹底を図ってまいります。

なお、2018年度に公表いたしました当社及び当社グループ会社における製品及びサービスに関する不適切な検査等につきましては、再発防止策を確実に実行し、業務品質の改善及びコンプライアンス最優先の経営方針の再徹底を図り、信頼の回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

⑷安全への取組み

当社グループは、安全衛生改革基本計画を2010年度に策定し、2017年度から2019年度までを第三次実行計画として安全衛生諸活動に取り組んでおります。この実行計画の目標を達成できるように努め、すべての働く人が心身ともに健康で、安全・安心して働ける快適な職場の実現に向けて取り組んでまいります。

④積極的な「M&A及び事業提携」等の実施

グループ内での事業間シナジーの効果を実現すべく、必要に応じて組織統合や組織間連携を図る一方で、各事業の成長のために積極的に機会を捉えて、M&A及び他社との事業提携、協業も実施してまいります。

⑤「CSRの積極推進」

2019年度は、CSR中期計画最終年度に当たり、４つの重点取組分野である「商品・サービス」、「環境」、「社会」、「人材」について以下の施策に取り組んでまいります。

「商品・サービス」では、社会課題の解決に資する商品・サービスの企画、開発に向けて2017年度から実施している各事業部門との対話を継続し、その結果を当社グループの社会貢献の課題へと総括してまいります。

「環境」では、商品のライフサイクルの中で特に環境負荷が大きい、使用過程におけるCO_2排出量を削減するために、商品の環境性能評価を実施し、環境性能の向上を推進してまいります。また、ESG投資の動きに対応するため、当社の環境活動の成果を積極的に社外に発信するように注力してまいります。

「社会」では、社会からの信頼を獲得できるよう、取引先にも各種法令及び社会規範の遵守を求め、取引先との持続可能な関係の構築に取り組んでおります。2019年度も引き続き、取引先向けのCSR調達ガイドラインの説明会を、規模を拡大して実施してまいります。

「人材」では、ダイバーシティ推進活動を軸とし、多様な人材を活かす職場づくりを進めてまいります。

女性の活躍推進に向けた取組みとしては、「意識」、「制度」、「環境」の３つを柱として、女性管理職育成プログラム、仕事と家庭の両立支援、女性向けワークショップなどを通じての主体的なキャリア形成を支援してまいります。

より良い組織風土の醸成に向けた取組みとしては、多様な人材をマネジメントするための管理職研修の導入、男性の育児休業取得促進、全従業員のダイバーシティ理解促進のためのeラーニング実施など、幅広い活動を推進してまいります。

また、働き方改革の一環として、2019年４月から導入している在宅勤務制度の対象を、本社の管理職から段階的に拡大していくほか、引き続き長時間労働の削減にも取り組んでまいります。

さらに、健康な職場づくり推進のため、「健康づくり協議会」を設置し、重要課題であるメンタルヘルス疾患と循環器疾患の対策に取り組むなど、健康管理マネジメントシステムの円滑な運用を推進してまいります。

今後もこれらの取組みを統合して社内外へ発信し、当社グループのCSRの一層の浸透に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考 「中期経営計画2019」

「中期経営計画2019」の基本的考え方

1. 国内外の経済動向を厳しく見た上での「着実な成長」
2. 「高収益企業体」への転換
3. 「たゆみなき業務品質改善」による一流の商品・サービスの創出
4. 成長のための「組織統合、M&A及び他社との事業提携」等の積極的実施
5. 「CSRの積極推進」

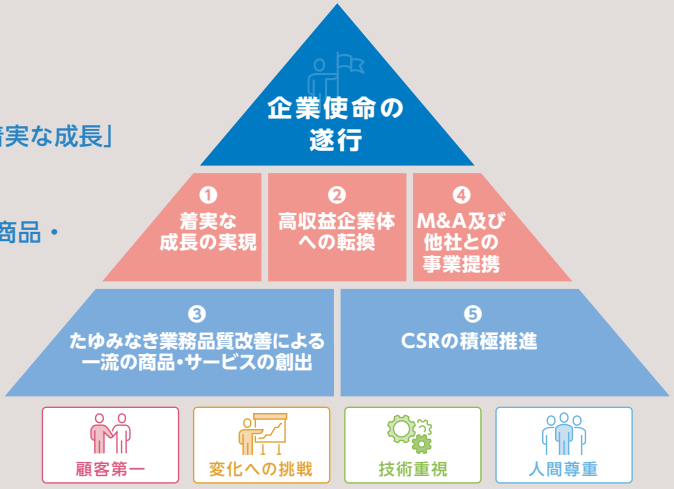

中期経営計画2019基本方針の体系

財務目標

	2018年度実績	2019年度目標
売上高	9,031億円	8,000億円
営業利益	752億円	600億円
営業利益率	8.3%	7.5%
ROIC	10.5%	7.5%以上
為替レート（対米ドル）	¥111（実績）	¥110
【参考】ROE	10.3%	9.0%

（目標値は2017年５月公表時）

資本政策

- 成長投資を優先（設備投資・M&A）
- 株主還元は配当性向30%維持を基本とし、余剰資金の留保が見込まれる場合は、自社株買いも実施

投資計画

	設備投資	研究開発費	国内採用人員	M&A
ポイント	主力事業及び情報化投資に重点	成長に向けた商品力強化	技術・サービスを中心に積極採用を継続	主力事業の成長案件発掘
３ヵ年累計	800億円	520億円	1,400名	300億円

（投資計画値は2017年５月公表時）

6．企業集団の財産及び損益の状況の推移

受注高（単位：億円）

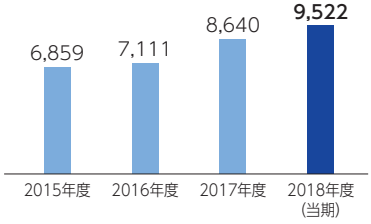

売上高（単位：億円）

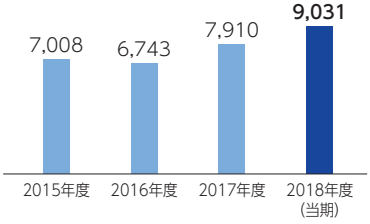

経常利益（単位：億円）

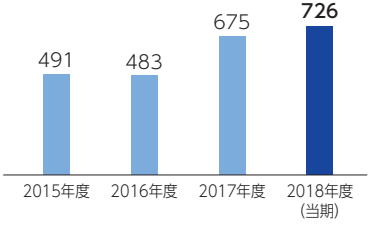

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：億円）

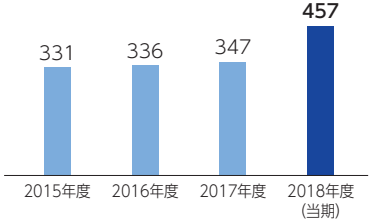

1株当たり当期純利益（単位：円）

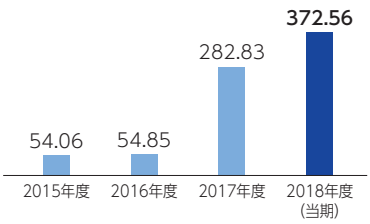

総資産／純資産（単位：億円）

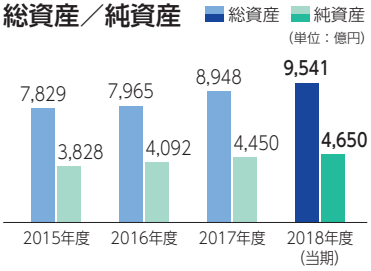

区　分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度（当期）
受注高	（億円）	6,859	7,111	8,640	**9,522**
売上高	（億円）	7,008	6,743	7,910	**9,031**
営業利益	（億円）	506	484	699	**752**
経常利益	（億円）	491	483	675	**726**
親会社株主に帰属する当期純利益	（億円）	331	336	347	**457**
1株当たり当期純利益	（円）	54.06	54.85	282.83	**372.56**
総資産	（億円）	7,829	7,965	8,948	**9,541**
純資産	（億円）	3,828	4,092	4,450	**4,650**
1株当たり純資産額	（円）	614.51	650.47	3,517.33	**3,701.01**

（注）1. 当社は、2017年10月１日を効力発生日として、普通株式５株を１株とする株式併合を実施しました。前連結会計年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

7．重要な子会社の状況（2019年３月31日現在）

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
住友建機株式会社	百万円 16,000	% 100	油圧ショベル、道路機械等の製造販売
住友建機販売株式会社	4,000	100	油圧ショベル、道路機械等の国内販売
住友重機械建機クレーン株式会社	4,000	66	クローラクレーン等の製造販売及び修理
日本スピンドル製造株式会社	3,276	100	環境機器、空調設備、産業機器等の製造販売
新日本造機株式会社	2,408	100	タービン、ポンプ等の製造販売
住友重機械マリンエンジニアリング株式会社	2,000	100	船舶等の製造販売
住友重機械ギヤボックス株式会社	841	100	歯車、減・変速機の製造販売
住友重機械搬送システム株式会社	480	100	運搬荷役機械、物流システム、駐車場システム等の製造販売
住友重機械エンバイロメント株式会社	480	100	上下水処理施設、水処理設備等の製造販売及び維持運転管理
住友重機械イオンテクノロジー株式会社	480	100	イオン注入装置の製造販売
住友重機械プロセス機器株式会社	480	100	攪拌槽、反応容器、コークス炉機械等の製造販売
住友重機械精機販売株式会社	400	100	減・変速機等の販売サービス
LBX Company, LLC（米国）	千米ドル 51,800	100	油圧ショベルの販売サービス
Sumitomo Machinery Corporation of America（米国）	12,423	100	減・変速機等の製造販売
LBCE Holdings, Inc.（米国）	10,618	100	建設用クレーン等の事業統括
Sumitomo SHI FW Energie B.V.（オランダ）	千ユーロ 19	100	循環流動層ボイラの事業統括
Sumitomo (SHI) Demag Plastics Machinery GmbH（ドイツ）	20,025	100	プラスチック加工機械の製造販売
Sumitomo (SHI) Cyclo Drive Germany GmbH（ドイツ）	6,136	100	減・変速機の製造販売
Lafert S.p.A.（イタリア）	3,484	100	産業用モータの製造販売
住友建機（唐山）有限公司（中国）	千元 798,938	100	油圧ショベルの製造販売
住友重機械減速機（中国）有限公司（中国）	87,000	100	減・変速機の製造販売
Sumitomo Heavy Industries (Vietnam) Co.,Ltd.（ベトナム）	千米ドル 41,300	100	減・変速機の製造販売

（注）出資比率は間接保有を含んでおります。

8．主要な借入先（2019年３月31日現在）

借　　入　　先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	15,666百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,558
三井住友信託銀行株式会社	4,386
株式会社みずほ銀行	1,521

9．使用人の状況（2019年３月31日現在）

部　　門	使用人数	前期末比増減
機械コンポーネント	6,708名	1,017名
精密機械	4,533	164
建設機械	3,859	192
産業機械	2,177	45
船舶	562	32
環境・プラント	3,312	26
全社（共通）・その他	1,392	50
合計	22,543	1,526

10. 主要な営業所及び工場（2019年３月31日現在）

当　社	本　社	東京都品川区大崎二丁目１番１号
	営業所	中部支社（名古屋市）　関西支社（大阪市）九州支社（福岡市）
	工　場	田無製造所（東京都西東京市）　千葉製造所（千葉市） 横須賀製造所（神奈川県横須賀市） 名古屋製造所（愛知県大府市）　岡山製造所（岡山県倉敷市） 愛媛製造所新居浜工場（愛媛県新居浜市） 愛媛製造所西条工場（愛媛県西条市）
	研究所	技術研究所（神奈川県横須賀市）
子会社	工　場	住友建機株式会社千葉工場（千葉市） 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社横須賀造船所（神奈川県横須賀市） 住友重機械建機クレーン株式会社名古屋工場（愛知県大府市） 住友重機械ギヤボックス株式会社本社工場（大阪府貝塚市） 日本スピンドル製造株式会社本社工場（兵庫県尼崎市） 新日本造機株式会社呉製作所（広島県呉市） 住友重機械搬送システム株式会社新居浜事業所（愛媛県新居浜市） 住友重機械イオンテクノロジー株式会社愛媛事業所（愛媛県西条市） 住友重機械プロセス機器株式会社本社工場（愛媛県西条市） Sumitomo Machinery Corporation of America（米国） Link-Belt Cranes, L.P., LLLP（米国） Sumitomo (SHI) Demag Plastics Machinery GmbH（ドイツ） Sumitomo (SHI) Cyclo Drive Germany GmbH（ドイツ） Lafert S.p.A.（イタリア） 住友建機（唐山）有限公司（中国） 住友重機械減速機（中国）有限公司（中国） 寧波住重機械有限公司（中国） Sumitomo Heavy Industries (Vietnam) Co., Ltd.（ベトナム）

2 会社の現況

1．株式の状況（2019年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　360,000,000株

（２）発行済株式の総数　122,905,481株

（３）株主数　34,210名

（４）大株主

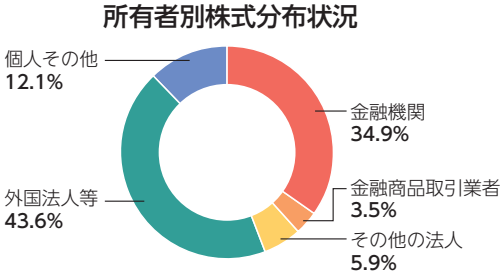

株　主　名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,014	8.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,479	5.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,730	3.9
住友生命保険相互会社	4,333	3.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	2,923	2.4
住友重機械工業共栄会	2,714	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	2,579	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	2,245	1.8
株式会社三井住友銀行	2,000	1.6
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,827	1.5

（注）持株比率は自己株式（380,153株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的には当社が所有していない株式200株が含まれております。

2．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
中村　吉伸	代表取締役会長	取締役会議長
別川　俊介	代表取締役社長 C　E　O	
冨田　良幸	代表取締役 専務執行役員	貿易管理室長 技術本部長
田中　利治	取締役 専務執行役員	パワートランスミッション･コントロール事業部長
岡村　哲也※	取締役 専務執行役員	産業機器事業部長
鈴木　英夫※	取締役 専務執行役員	財務経理本部長
小島　英嗣	取締役 常務執行役員	エネルギー環境事業部長
下村　真司	取締役 専務執行役員	住友建機株式会社代表取締役社長 住友建機販売株式会社代表取締役社長
髙橋　進	取締役	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
小島　秀雄	取締役	小島秀雄公認会計士事務所　公認会計士
髙石　祐次	常勤監査役	
野草　淳※	常勤監査役	
若江　健雄	監査役	熊谷・若江法律事務所　弁護士
中村　雅一	監査役	中村雅一公認会計士事務所　公認会計士 SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）

（注）1．※は2018年６月28日付で新たに就任した取締役及び監査役を示します。
2．取締役 髙橋進及び小島秀雄の両氏は社外取締役であります。
3．監査役 若江健雄及び中村雅一の両氏は社外監査役であります。

4．当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役 髙橋進及び小島秀雄並びに監査役 若江健雄及び中村雅一の各氏を独立役員として届け出ております。
5．監査役 中村雅一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．当期中の退任取締役及び退任監査役（2018年６月28日退任）
　取締役　　西村　眞司（任期満了）
　取締役　　井手　幹雄（任期満了）
　監査役　　藤田　和己（辞任）
7．2019年４月１日付で、取締役、監査役及び執行役員の地位、担当及び重要な兼職の状況は次のとおりとなっております。

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
別川　俊介	代表取締役会長	取締役会議長
下村　真司	代表取締役社長 ＣＥＯ	
冨田　良幸	代表取締役 専務執行役員	貿易管理室長 技術本部長
田中　利治	取締役 専務執行役員	パワートランスミッション･コントロール事業部長
岡村　哲也	取締役 専務執行役員	産業機器事業部長
鈴木　英夫	取締役 専務執行役員 ＣＦＯ	
小島　英嗣	取締役 常務執行役員	エネルギー環境事業部長
中村　吉伸	取締役 相談役	
髙橋　進	取締役	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
小島　秀雄	取締役	小島秀雄公認会計士事務所　公認会計士
髙石　祐次	常勤監査役	
野草　淳	常勤監査役	
若江　健雄	監査役	熊谷・若江法律事務所　弁護士
中村　雅一	監査役	中村雅一公認会計士事務所　公認会計士 SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
森田　裕生	常務執行役員	住友重機械工業（中国）有限公司董事長
平岡　和夫	常務執行役員	プラスチック機械事業部長
遠藤　辰也	常務執行役員	住友重機械搬送システム株式会社代表取締役社長 愛媛製造所長
土屋　泰次	常務執行役員	精密機器事業部長
有藤　博	常務執行役員	日本スピンドル製造株式会社代表取締役社長
島本　英史	常務執行役員	船舶海洋事業部長 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社代表取締役社長
近藤　守弘	常務執行役員	企画本部長
村上　純一	常務執行役員	住友重機械イオンテクノロジー株式会社代表取締役社長
真鍋　教市	常務執行役員	住友重機械エンバイロメント株式会社代表取締役社長
数見　保暢	常務執行役員	住友建機株式会社代表取締役社長 住友建機販売株式会社代表取締役社長
千々岩 敏彦	執行役員	技術本部技術研究所長
Shaun　Dean	執行役員	パワートランスミッション・コントロール事業部グローバル本部長 Sumitomo (SHI) Cyclo Drive Germany GmbH Managing Director & CEO
荒木　達朗	執行役員	パワートランスミッション･コントロール事業部ギヤボックス統括部長 住友重機械ギヤボックス株式会社代表取締役社長

（注）当社は、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」において、執行役員の選任を行うに当たっての方針と手続を定めており、当該方針と手続に則り、その有する知識、経験、能力を総合的に踏まえて、執行役員を選任しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の髙橋進及び小島秀雄並びに社外監査役の若江健雄及び中村雅一の各氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、10百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約をそれぞれ締結しております。

（3）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	対象人員	支給額
取締役（うち社外取締役）	11名（2名）	365百万円（19百万円）
監査役（うち社外監査役）	5名（2名）	88百万円（19百万円）

（注）1．報酬限度額の月額につきましては、取締役が40百万円以内（2006年６月29日第110期定時株主総会決議）、監査役が7.5百万円以内（2005年６月29日第109期定時株主総会決議）であります。
2．上記のほか、当社子会社の取締役を兼務している取締役が、当該子会社から受けた報酬等の総額が、54百万円（４名）ございます。
3．当社が定める「取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続」は、22頁に記載しております。

（4）社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	髙橋　進	14回中14回（100%）	—	必要に応じ、経済、経営についての高い識見と幅広い経験から発言を行っております。
社外取締役	小島　秀雄	14回中14回（100%）	—	必要に応じ、特に公認会計士として財務及び会計の専門家の見地からの発言を行っております。 また、製品及びサービスにおける不適切な検査等に関する件におきましては、特別調査委員会の委員長として、事態が生じた背景及び原因の究明並びに再発防止策の提言を行いました。 なお、同氏は指名委員会及び報酬委員会の委員長を務めております。
社外監査役	若江　健雄	14回中14回（100%）	12回中12回（100%）	必要に応じ、特に弁護士として法律の専門家の見地からの発言を行っております。 また、製品及びサービスにおける不適切な検査等に関する件におきましては、特別調査委員会の委員として、事態が生じた背景及び原因の究明並びに再発防止策の提言を行いました。
社外監査役	中村　雅一	14回中13回（93%）	12回中11回（92%）	必要に応じ、特に公認会計士として財務及び会計の専門家の見地からの発言を行っております。

3．会計監査人の状況

（1）名　　称　　有限責任 あずさ監査法人

（2）報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

①当期に係る会計監査人の報酬等の額　　157百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　252百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．重要な子会社のうち、LBX Company, LLC、Sumitomo Machinery Corporation of America、LBCE Holdings, Inc.、Sumitomo SHI FW Energie B.V.、Sumitomo（SHI）Demag Plastics Machinery GmbH、Sumitomo（SHI）Cyclo Drive Germany GmbH、Lafert S.p.A.、住友建機（唐山）有限公司、住友重機械減速機（中国）有限公司及びSumitomo Heavy Industries（Vietnam）Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から、監査計画の内容、従前の監査状況及び報酬実績、報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、当期に係る会計監査人の報酬等は適切であると判断したため、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「統合報告書作成支援業務等」を委託しております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

4．業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための基本方針を以下のとおり定めております。

内部統制システム構築の基本方針

Ⅰ．目的

本方針は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を定め、運用することにより、グループの企業価値の向上と持続的な発展を図ることを目的とする。

Ⅱ．基本方針

（1）当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑷当社の取締役会は内部統制システム構築の基本方針の決定を行うとともに、その有効性を適宜検証し、グループ内部統制システムを含む当社の内部統制システムの絶えざる向上・改善を図る。

⑹当社は、独立社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の向上を図るものとする。

⑹当社の監査役は、グループ内部統制システムを含む当社の内部統制システムの構築及び運用に関する取締役の職務執行が適正に行われていることを監査する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

⑷当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程に基づき記録・保存し、当社の取締役及び監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。

⑹当社の取締役の職務執行に係る重要な情報については、関係法令等の定めに従い適時適切な開示に努める。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑷当社は、各部門に配置した内部統制推進者からなる内部統制推進体制を構築し、当社の内部統制本部がこれを統括し、リスク管理を推進する。

⑹各リスクの主管部門においてリスク管理に関する規程を整備し、当該規程に基づく教育・指導・監査等を通してリスクの低減を図る。

⑷当社は、各部門に緊急連絡責任者を配置し、緊急事態が発生した場合には、規程に従い直ちに当該緊急連絡責任者から経営トップへ報告を行うものとする。報告を受けた経営トップは、適時に適切な対応を取るものとする。

④当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

⑷当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な体制を整備する。

⑷当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、当社の財務報告の信頼性を確保する。

⑤当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑷当社は執行役員制を採用し、決裁権限規程等に則り、適切な範囲で執行役員に権限を委譲することにより、効率的な職務執行を行う。

⑷当社の取締役会で決議した中期経営計画及び年度予算の執行状況を、月次に開催される執行責任者会議等において執行責任者から報告させ、業務執行の状況を掌握できる体制とする。

⑷経営上の重要な事項については、多面的な検討に基づき意思決定を行うため、社長の諮問機関として経営戦略委員会等を設置し、当該事項の検討・審議を行う。

⑥当社の執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑷当社は、社長を委員長とする倫理委員会において、コンプライアンスに関する基本方針を決定し、内部統制本部が内部統制推進体制を通じてその徹底を図るものとする。

⑷当社は、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施する。また、必要に応じ、取締役、執行役員及び全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。

⑷当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断するものとする。

⑷当社は、法令や企業倫理に違反する事実やその疑いのある場合の通報先として、内部通報制度を設け、その活用を促し、問題の早期発見に努める。

⑷当社の執行役員及び使用人の職務執行については、主管部門による監査を行い、当該職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

（2）当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

⑷当社は、グループ経営管理に関する規程に基づき、子会社のガバナンスの強化と職務執行の効率を追求する。

⑸当社は、主要な子会社に内部統制システム構築の基本方針を策定させ、その運用状況は当社の内部統制本部を通じて当社の取締役会に報告する。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑷当社の内部統制本部が、主要な子会社に構築された内部統制推進体制を通じてグループ全体におけるリスク管理を推進する。

⑸当社は、子会社において各リスクの管理に関する規程を整備させるとともに、当社の各リスクの主管部門による教育・指導・監査等を通して、グループ全体のリスクの低減を図る。

⑹当社は、主要な子会社に緊急連絡責任者を配置し、緊急事態が発生した場合には、規程に従い当該緊急連絡責任者は直ちに当該子会社取締役及び当社経営トップへ報告を行うものとする。報告を受けた経営トップは、適時に適切な対応を取るものとする。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑷当社のグループ経営管理に関する規程に則り、子会社は決裁権限規程等を策定し、効率的な職務執行を行う。

⑸主要な子会社の中期経営計画及び年度予算については、当社取締役会で承認決議の上執行する。また、その執行状況については当社執行責任者会議等で子会社取締役等から報告させ、当社がグループ全体の職務執行の状況を掌握できる体制とする。

⑹主要な子会社の経営上の重要な事項については、多面的な検討に基づき意思決定を行うため、当社の経営戦略委員会等において、当該事項の検討・審議を行う。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑷当社の内部統制本部は、主要な子会社に構築された内部統制推進体制を通じてグループ全体におけるコンプライアンスの徹底を図るものとする。

⑹当社は、子会社においてコンプライアンス教育を継続的に実施させる。また、必要に応じ子会社の取締役及び全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。

⑹当社は子会社と連携し、子会社においても市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断するものとする。

⑹当社は、子会社に対し内部通報制度を設置させる。子会社の通報窓口には当該会社の監査役を含むものとする。また、主要な子会社の通報窓口には当社の内部統制本部も加えるものとする。

⑹当社から、主要な子会社に対しては取締役や監査役を派遣してグループ内部統制の強化に努めるとともに、当社の子会社の取締役の職務執行については、当社の主管部門が監査を行い、その職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑤子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

⑹当社は、子会社における財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、主要な子会社に対して財務報告に係る内部統制システムの整備を義務付ける。

⑹当社の内部監査部門は、主要な子会社における財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、子会社における財務報告の信頼性を確保する。

（3）当社の監査役の職務の執行のための必要な事項について

①当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の直属の部門として、当社の監査役の職務執行を補助すべき専任者を含む使用人からなる監査役室を設置する。

②当社の監査役の職務の執行を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に配置された使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分については当社の監査役の同意を必要とする。

③当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務執行の補助に係る業務に関しては、監査役室に配置された使用人への指揮・命令は監査役が行うものとする。

④当社の監査役への報告に関する体制

(a)当社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

(ｱ)当社の監査役は、取締役及び執行役員の職務執行を監査するため、取締役会、執行責任者会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。

(ｲ)当社の取締役、執行役員及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社の監査役に報告するものとする。

(ｳ)当社の内部通報制度の通報先に当社の監査役を含むものとする。

(b)子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(ｱ)子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社の当該事項の主管部門を通じて当社の監査役に報告するものとする。

(ｲ)当社の内部統制本部は、主要な子会社の内部通報制度に通報された内容のうち、重要なものについてはその内容及び対応状況を当社の監査役に適宜報告するものとする。

(ｳ)当社の内部監査部門が実施した子会社の監査結果の報告は、遅滞なく当社の監査役に報告するものとする。

(c)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び主要な子会社は、各社の社内規程により、内部通報を行ったこと又は当社の監査役へ報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けないことを規定し、社内に周知徹底を図るものとする。

⑤当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

当社の監査役の職務執行について生じる費用等については予算化する。法に基づく前払い等の請求がある場合には、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が支払うものとする。

⑥その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑷当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役は、当社の監査役が当社の内部監査部門、内部統制部門、子会社の監査役及び会計監査人等との連携を通じて、実効的な監査を実施できる体制の整備を行うものとする。

⑸当社は、当社及び子会社の監査役による関係会社監査役会を定期的に開催し、監査に関する情報交換及びグループとしての監査機能の充実を図る。

⑹当社が選任する監査役には、財務及び会計に関する適切な知見を有する者を含むものとする。

Ⅲ．本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、取締役会の決議により改正するものとする。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、その運用状況の評価を行い、有効性を確認しております。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録・取締役会議事録等について、社内規程に則り適切に保存・管理しております。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑷各部門は社内規程に基づき、年度毎にリスクの自己評価を行うとともに重点リスク管理項目を設定し、リスクの改善状況を四半期毎に本社へ報告しております。
なお、当社事業部門における不適切な検査等につきましては、当該事案の再発防止策に加え、当社グループ全体としての再発防止策を策定しております。

⑸各部門は緊急事態が発生した場合には、社内規程に基づきその状況を経営トップに報告し、適時に対応する仕組みとしております。

④当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、信頼性のある財務報告に係る内部統制システム構築のために内部統制本部を設置し、各事業部門に内部統制の責任者及び推進者を配置しております。また監査室が財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。

⑤当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制を採用し、社内規程等に則り執行役員に権限を委譲し、効率的な職務執行を行っております。また毎月開催する執行責任者会議において執行責任者に月次業績、中期経営計画及び予算の執行状況を報告させております。

⑥当社の執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑷倫理委員会においてコンプライアンスに関する基本方針を確認するとともに、内部通報制度の運用状況やコンプライアンス教育の実施状況等、当期のコンプライアンス全般の状況を報告しております。

⑹全社員に対して、職位に応じて必要なコンプライアンス教育を実施し、その周知徹底を図っております。また、年に１回実施するコンプライアンスの意識調査を通じて、社員のコンプライアンス意識の状況をモニタリングし、必要に応じて改善策を講じております。

⑹全管理職から「コンプライアンス誓約書」を毎年徴集しております。

⑦当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するために必要な体制

⑷当社グループにおける業務の適正かつ効率的運営を確保するため、「事前協議報告規程」を制定しており、国内・海外の子会社へ周知徹底しております。さらに主要な子会社はそれぞれ「内部統制システム構築の基本方針」を策定し、その運用状況を当社に報告しております。

⑹主要な子会社は、社内規程に基づき年度毎にリスクの自己評価を行い、重点リスク管理項目を設定し、改善状況を四半期毎に当社へ報告しております。

なお、当社グループの複数の子会社等における不適切な検査等につきましては、当該事案の再発防止策に加え、当社グループ全体としての再発防止策を策定しております。

⑹国内・海外子会社は、コンプライアンス教育を実施し、その周知徹底を図っております。また、国内子会社ではコンプライアンスの意識調査を通じて、社員のコンプライアンス意識の状況を毎年モニタリングし、その結果及び改善の状況を当社に報告しております。

⑹従来当社グループ各社が個別に運用していた内部通報制度を、2017年６月に外部業者の通報窓口を利用した当社グループ共通の仕組みに変更し、通報窓口に通報があった場合には、当該通報窓口から当社の倫理委員会事務局及び当社の常勤監査役に報告させる仕組みとしております。

⑹主要な国内・海外子会社は、信頼性のある財務報告に係る内部統制システム構築のために内部統制の責任者及び推進者を配置しております。また当社監査室が、主要な国内・海外子会社の財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。

⑧当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑷当社では、監査役の業務を補助すべき専任組織として監査役室を設置し、専任使用人と兼任使用人を配置しており、監査役が監査役室の当該使用人に対して指揮・命令を行っております。

⑹当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等については年度予算に計上しており、これを適切に運用しております。

⑹当社は、監査役の監査を実効的なものとするため、取締役会、執行責任者会議、経営戦略委員会等の重要な会議を通じて、監査役に対し情報提供を行う他、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の場を設けております。また、関係会社の監査役、当社の監査室及び会計監査人は、その業務に関し定期的にまた必要の都度、当社監査役との間で情報交換を行い、当社グループ全体の監査の充実を図っております。

⑹当社は、法令やコンプライアンス違反に相当する事件や事項については、当社の主管部門を通じて直ちに監査役へ報告しております。また、当社及び国内子会社は内部通報者の保護に関する規程を整備し、各社内に周知・徹底しております。

（注）本事業報告に記載しております数値は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

〈メモ〉

連結計算書類

連結貸借対照表（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
資産の部		
流動資産	583,568	551,584
現金及び預金	73,589	88,233
受取手形及び売掛金	291,578	269,409
たな卸資産	189,045	167,400
その他	33,185	30,597
貸倒引当金	△3,829	△4,055
固定資産	370,483	343,251
有形固定資産	248,276	239,596
建物及び構築物	57,462	53,225
機械装置及び運搬具	60,836	56,296
土地	107,720	107,826
建設仮勘定	6,131	5,260
その他	16,128	16,988
無形固定資産	65,071	50,349
のれん	24,049	18,030
その他	41,022	32,319
投資その他の資産	57,136	53,306
投資有価証券	18,270	20,243
長期貸付金	3,812	4,466
繰延税金資産	26,874	22,297
その他	13,493	11,824
貸倒引当金	△5,314	△5,524
資産合計	954,051	894,835

科目	当期	前期（ご参考）
負債の部		
流動負債	382,378	347,684
支払手形及び買掛金	188,069	184,227
短期借入金	23,444	33,516
1年内償還予定の社債	10,000	-
1年内返済予定の長期借入金	1,956	7,801
コマーシャル・ペーパー	17,000	-
未払法人税等	11,453	5,726
前受金	52,579	42,540
保証工事引当金	13,339	13,478
受注工事損失引当金	6,309	5,451
事業損失引当金	-	228
その他	58,229	54,718
固定負債	106,673	102,187
社債	10,000	20,000
長期借入金	10,912	2,864
事業譲渡損失引当金	115	115
製造物責任損失引当金	39	40
退職給付に係る負債	46,082	40,466
再評価に係る繰延税金負債	20,713	20,730
その他	18,812	17,972
負債合計	489,051	449,871
純資産の部		
株主資本	404,757	369,434
資本金	30,872	30,872
資本剰余金	26,071	25,267
利益剰余金	348,863	314,296
自己株式	△1,048	△1,000
その他の包括利益累計額	48,711	61,574
その他有価証券評価差額金	3,871	5,406
繰延ヘッジ損益	△318	925
土地再評価差額金	40,820	40,831
為替換算調整勘定	8,879	17,565
退職給付に係る調整累計額	△4,542	△3,153
非支配株主持分	11,533	13,956
純資産合計	465,001	444,964
負債及び純資産合計	954,051	894,835

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	当期	前期（ご参考）
売上高	903,051	791,025
売上原価	693,128	598,285
売上総利益	209,923	192,740
販売費及び一般管理費	134,679	122,819
営業利益	75,244	69,921
営業外収益	5,019	5,329
受取利息及び配当金	1,740	1,552
その他	3,279	3,777
営業外費用	7,640	7,784
支払利息	1,082	1,023
為替差損	2,286	1,032
特許関係費用	765	801
その他	3,507	4,928
経常利益	72,623	67,466
特別損失	5,553	14,774
減損損失	3,448	294
年金バイアウトに伴う損失	2,105	-
和解関連損失	-	14,480
税金等調整前当期純利益	67,070	52,692
法人税、住民税及び事業税	21,070	13,737
法人税等調整額	△2,637	1,505
当期純利益	48,637	37,451
非支配株主に帰属する当期純利益	2,987	2,791
親会社株主に帰属する当期純利益	45,650	34,660

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書 （自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,173
投資活動によるキャッシュ・フロー	△54,973
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,314
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,613
現金及び現金同等物の増加額	△15,728
現金及び現金同等物の期首残高	85,503
現金及び現金同等物の期末残高	69,776

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類
貸借対照表（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
資産の部		
流動資産	153,990	167,867
現金及び預金	15,145	36,491
受取手形	7,689	6,404
売掛金	63,942	62,157
製品	12,862	11,766
仕掛品	19,610	17,559
原材料及び貯蔵品	690	552
前渡金	10,465	7,587
前払費用	874	753
未収入金	15,778	17,937
その他	11,396	8,154
貸倒引当金	△4,461	△1,492
固定資産	350,377	316,886
有形固定資産	128,240	122,180
建物	20,545	18,149
構築物	3,063	2,831
機械装置	11,929	8,094
船舶	2	3
車両運搬具	67	61
工具器具備品	2,735	2,370
土地	88,648	88,782
リース資産	65	68
建設仮勘定	1,186	1,823
無形固定資産	12,533	9,230
ソフトウェア	3,568	3,258
その他	8,965	5,972
投資その他の資産	209,604	185,475
投資有価証券	12,578	14,638
関係会社株式	146,674	123,115
関係会社出資金	34,383	34,427
従業員長期貸付金	6	0
破産更生債権等	142	139
長期前払費用	132	76
繰延税金資産	11,497	9,653
その他	4,575	3,805
貸倒引当金	△382	△379
資産合計	504,367	484,753

科目	当期	前期（ご参考）
負債の部		
流動負債	235,657	219,997
支払手形	2,644	2,582
買掛金	63,247	59,952
短期借入金	2,700	15,500
1年内償還予定の社債	10,000	-
1年内返済予定の長期借入金	-	6,600
コマーシャル・ペーパー	17,000	-
リース債務	51	42
未払金	12,499	10,151
未払費用	4,062	3,650
未払法人税等	5,459	46
前受金	38,428	28,182
預り金	75,376	89,600
保証工事引当金	3,474	3,159
受注工事損失引当金	235	456
その他	481	77
固定負債	111,815	111,624
社債	10,000	20,000
長期借入金	8,700	2,100
リース債務	94	132
事業譲渡損失引当金	115	115
退職給付引当金	15,354	13,639
資産除去債務	289	288
再評価に係る繰延税金負債	20,713	20,730
長期預り金	56,347	54,263
その他	203	357
負債合計	347,472	331,621
純資産の部		
株主資本	113,027	106,701
資本金	30,872	30,872
資本剰余金	27,073	27,073
資本準備金	27,073	27,073
その他資本剰余金	0	-
利益剰余金	56,131	49,756
利益準備金	6,295	6,295
その他利益剰余金	49,836	43,461
繰越利益剰余金	49,836	43,461
自己株式	△1,048	△999
評価・換算差額等	43,868	46,431
その他有価証券評価差額金	3,329	4,670
繰延ヘッジ損益	△281	930
土地再評価差額金	40,820	40,831
純資産合計	156,895	153,132
負債及び純資産合計	504,367	484,753

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	当期	前期（ご参考）
売上高	218,018	195,283
売上原価	182,542	165,048
売上総利益	35,477	30,235
販売費及び一般管理費	26,187	23,883
営業利益	9,289	6,352
営業外収益	19,031	12,459
受取利息及び受取配当金	16,525	9,990
その他	2,506	2,468
営業外費用	2,611	3,078
支払利息及び社債利息	300	310
為替差損	481	220
特許関係費用	618	531
その他	1,212	2,018
経常利益	25,710	15,733
特別利益	219	3,090
抱合せ株式消滅差益	219	582
関係会社株式売却益	-	2,509
特別損失	6,699	14,774
関係会社株式評価損	3,251	-
関係会社貸倒引当金繰入額	2,946	-
減損損失	502	294
和解関連損失	-	14,480
税引前当期純利益	19,230	4,049
法人税、住民税及び事業税	1,999	△4,711
法人税等調整額	△775	1,788
当期純利益	18,005	6,972

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月13日

住友重機械工業株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本剛光	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松木　豊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤慶典	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、住友重機械工業株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友重機械工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月13日

住友重機械工業株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　本　剛　光	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　木　　豊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋　藤　慶　典	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、住友重機械工業株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及びその取組み（会社法施行規則第118条第３号イ及び同号ロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
なお、事業報告に記載のとおり、当事業年度に判明いたしました当社及び当社グループ会社における製品及びサービスに関する不適切な検査等につきましては、監査役会として当社グループが総力を挙げて適切に再発防止に取り組んでいることを確認しており、今後も引き続き再発防止策の進捗を注視してまいります。

④　事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月21日

住友重機械工業株式会社　監査役会

常勤監査役	髙　石　祐　次	㊞
常勤監査役	野　草　　淳	㊞
監 査 役	若　江　健　雄	㊞
監 査 役	中　村　雅　一	㊞

（注）監査役 若江健雄及び監査役 中村雅一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場

当社本店 25階会議室

東京都品川区大崎二丁目１番１号（ThinkPark Tower）

交　通

『大崎駅』 JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン 東京臨海高速鉄道りんかい線 …… 南改札口、新西口より徒歩約１分

『大崎広小路駅』 東急電鉄池上線 …… 徒歩約７分

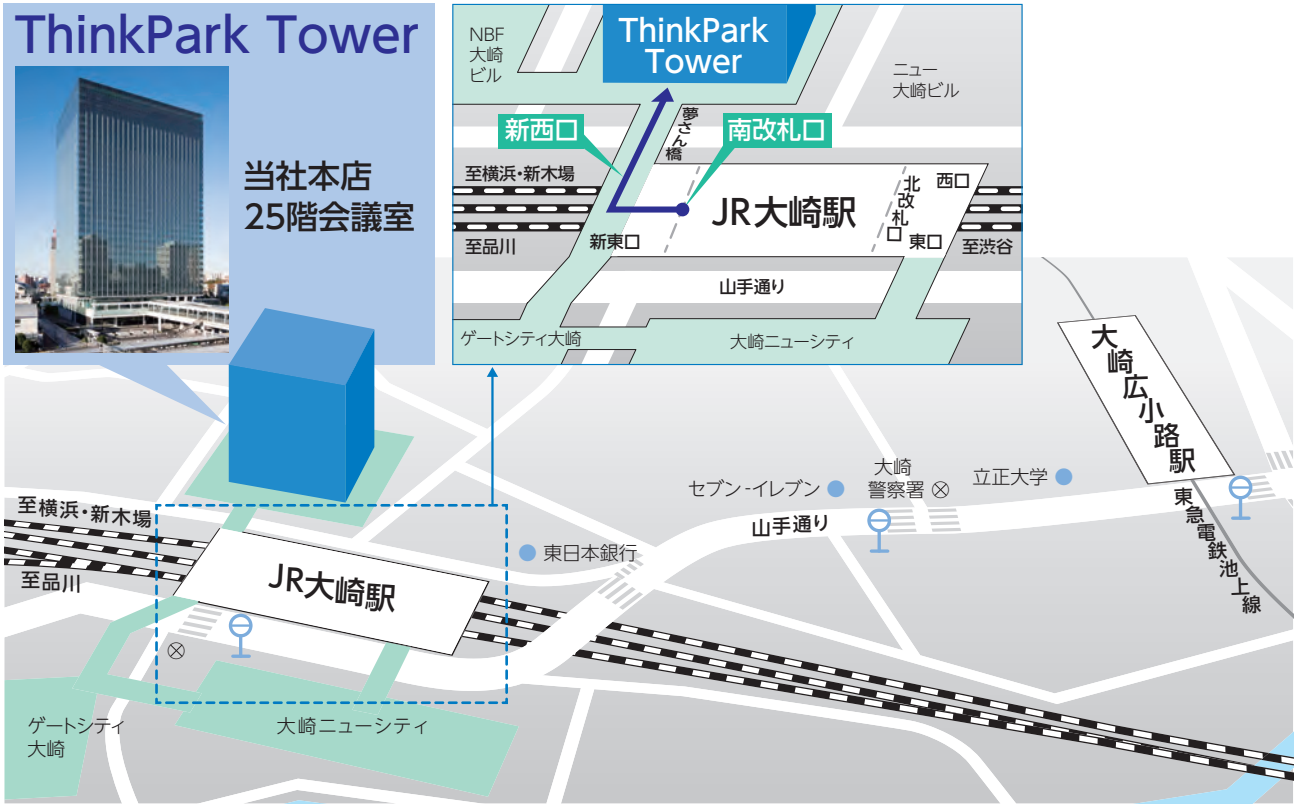

〈お願い〉
駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第123期定時株主総会
ウェブサイト掲載事項

2018年度　（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③ 連結計算書類の連結注記表
④ 計算書類の株主資本等変動計算書
⑤ 計算書類の個別注記表

住友重機械工業株式会社

当社は、第123期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shi.co.jp）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

（１）基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方については、最終的には、株主の皆様により、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保を図るという観点から決せられるべきものと考えております。従って、会社支配権の異動を伴うような大規模な株式等の買付けの提案に応じるか否かといった判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案（以下「大規模買付行為」といいます）の中には、買収の目的や買収後の経営方針などに鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に対して買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

（２）基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、一流の商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーを目指すとともに、誠実を旨とし、あらゆるステークホルダーから高い評価と信頼を得て、社会に貢献するという企業使命のもと、上記基本方針を実現するため、中期経営計画の策定及びその実践に加えて、以下のとおりコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社は、当社グループの企業価値の増大を図り、あらゆるステークホルダーからの評価と信頼をより高めていくため、効率的で透明性の高い経営体制を確立することを目的として、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。また、1999年の執行役員制度の導入、2002年以降の社外取締役の選任、2007年の取締役任期の２年から１年への短縮、さらに2015年からは社外取締役を複数名選任するなどして取締役会の活性化や経営の透明性の確保に努めております。

具体的には、社外取締役は、経営陣から独立した立場で経営を監督し、ステークホルダーの視点を適切に反映させる役割を担っております。また、執行役員制度の導入により、迅速・果断な業務執行を可能とする環境を整備する一方で、重要な経営課題及びリスクの高い経営課題については、取締役会において経営陣から適宜報告を行うものとすることにより、取締役会は、経営陣及び取締役に対する実効性の高い監督を行っております。さらに、取締役会は、会社法その他の関係法令に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制を適切に整備するとともに、その年度計画及び運用状況について内部統制部門からの報告を受け、必要な指示を行うことにより、その運用を適切に監督しております。

社外監査役は、各分野における高い専門知識や豊富な経験を、常勤監査役は、当社の経営に関する専門知識や豊富な経験をそれぞれ活かし、実効性の高い監査を行うとともに、取締役会及び執行責任者会議等において経営陣に対して積極的に意見を述べております。また、監査役をサポートする部門として監査役室を設置し、専任の使用人を配置することにより、監査役業務の支援及び監査役に対する円滑な情報提供を行っております。さらに、当社及び関係会社の監査役による関係会社監査役会議を定期的に開催し、監査に関する情報交換、グループとしての監査機能の充実を図っております。また、海外子会社に対する実地監査を毎年行うなど、グローバル化に対応した監査を実施しております。

さらに、当社は任意の委員会として、指名委員会、報酬委員会及び倫理委員会を設置しております。指名委員会は、取締役・監査役候補の指名、取締役・監査役の解任、役付取締役・代表取締役の選定・解職等について取締役会の諮問を受けて審査・答申するとともに、最高経営責任者等の後継者計画について毎年確認し、その進捗を取締役会に報告しております。報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度、報酬水準等について、取締役会の諮問を受けて審議・答申を行っております。また、倫理委員会は、グループ経営を倫理的観点から監視、指導し、取締役会の企業倫理に関する監督機能の強化・補完の役割を果たしております。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入することに関して2008年６月27日開催の第112期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き、その後、2011年６月29日開催の第115期定時株主総会及び2014年６月27日開催の第118期定時株主総会において、それぞれ所要の変更を行ったうえで、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を継続することにつき、株主の皆様の過半数の賛成により、ご承認を頂きました（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます）。

しかしながら、当社は、2017年６月29日開催の第121期定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了を迎える本プランの取扱いについて検討した結果、現在の経営環境下においては、中期経営計画に掲げる目標の達成に向けた施策を着実に実行することにより、持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめ、広く社会、市場、ステークホルダーの皆様からの社会的信頼に応えていくこと、及びコーポレートガバナンスの更なる整備・強化に取り組むことこそが、株主共同の利益の確保、向上につながるものであって、本プランを継続することが必要不可欠なものではないと判断し、2017年５月26日開催の取締役会において、かかる有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議しました。

もっとも、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式に対して大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、適切な措置を講じてまいります。

（4）基本方針の実現に資する取組みについての取締役会の判断

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして上記（2）及び（3）の取組みを進めることにより、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上につなげられると考えていると同時に、当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行うことは困難になるものと考えています。また、大規模買付行為を行う者が現れた場合も、その是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報及び時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。したがって、上記（2）及び（3）の取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,872	25,267	314,296	△1,000	369,434
当期変動額					
剰余金の配当			△11,641		△11,641
親会社株主に帰属する当期純利益			45,650		45,650
自己株式の取得				△49	△49
自己株式の処分		0		1	1
土地再評価差額金の取崩			10		10
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		804			804
米国税制改正による利益剰余金の調整額			548		548
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	804	34,568	△49	35,323
当期末残高	30,872	26,071	348,863	△1,048	404,757

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,406	925	40,831	17,565	△3,153	61,574	13,956	444,964
当期変動額								
剰余金の配当								△11,641
親会社株主に帰属する当期純利益								45,650
自己株式の取得								△49
自己株式の処分								1
土地再評価差額金の取崩								10
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								804
米国税制改正による利益剰余金の調整額								548
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,535	△1,243	△10	△8,686	△1,389	△12,863	△2,423	△15,286
当期変動額合計	△1,535	△1,243	△10	△8,686	△1,389	△12,863	△2,423	20,037
当期末残高	3,871	△318	40,820	8,879	△4,542	48,711	11,533	465,001

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　140社

主要な連結子会社の名称　住友建機株式会社
住友建機販売株式会社
住友重機械建機クレーン株式会社
日本スピンドル製造株式会社
新日本造機株式会社
住友重機械マリンエンジニアリング株式会社
住友重機械ギヤボックス株式会社
住友重機械搬送システム株式会社
住友重機械エンバイロメント株式会社
住友重機械イオンテクノロジー株式会社
住友重機械プロセス機器株式会社
住友重機械精機販売株式会社
LBX Company,LLC
Sumitomo Machinery Corporation of America
LBCE Holdings, Inc.
Sumitomo SHI FW Energie B.V.
Sumitomo(SHI)Demag Plastics Machinery GmbH
Sumitomo(SHI)Cyclo Drive Germany GmbH
Lafert S.p.A.
住友建機(唐山)有限公司
住友重機械減速機(中国)有限公司
Sumitomo Heavy Industries(Vietnam)Co.,Ltd.

⑵ 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称　極東精機株式会社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数　４社

主要な会社等の名称　住友ナコフォークリフト株式会社

⑵ 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称　水環境ちば株式会社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

⑴ 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ……時価法

③ たな卸資産

仕掛品……主として個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品、原材料及び貯蔵品……主として総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10～50年

機械装置及び運搬具　　５～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性が乏しいもの及びリース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率により計上しております。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 保証工事引当金

製品納入後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。

③ 受注工事損失引当金

未引渡工事のうち、当連結会計年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事につきましては、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上しております。

④　事業譲渡損失引当金
　リゾート開発事業の譲渡に伴い今後発生すると予想される損失見込額を計上しております。
⑤　製造物責任損失引当金
　海外子会社のクレーン事業におきまして、今後発生すると予想される製造物責任損失見込額を計上しております。
⑷　退職給付に係る負債の計上基準
①　退職給付見込額の期間帰属方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
　過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
　数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
⑸　収益及び費用の計上基準
　当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事につきましては工事進行基準（工事の進捗率の見積りはプロジェクトの工事種別ごとの見積総工数及び見積工事期間に占める発生工数等を複合的に合算して算出した進捗率を用いた出来高基準又は原価比例法）を、その他の工事につきましては工事完成基準を適用しております。
⑹　重要なヘッジ会計の方法
①　ヘッジ会計の方法
　繰延ヘッジ処理によっております。
　ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。
　また、為替予約につきましては振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。
②　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建売掛金、外貨建買掛金及び予定取引
金利スワップ取引	借入金

③　ヘッジ方針
　取締役会で定めた「市場リスク管理規程」に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクの低減を図ることを目的としており、実需原則に従い投機的な取引は行わないこととしております。
④　ヘッジの有効性評価の方法
　ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を６か月毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップにつきましては、有効性の評価を省略しております。
⑺　消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑻　のれんの償却方法及び償却期間

　　のれんにつきましては、20年以内のその効力の及ぶ期間にわたって均等償却しております。ただし、少額なものにつきましては発生時に全額を償却しております。

⑼　連結納税制度の適用

　　当社及び一部の連結子会社では、連結納税制度を適用しております。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更

	会社名	変更の理由
連結の範囲とした会社	Lafert S.p.A. 他12社	新たに株式等を取得したため
	SM Cyclo de Peru S.A.C	新規に設立したため
連結の範囲から除外した会社	住重富田機器株式会社 他３社	合併により解散したため
持分法の範囲とした会社	Lafert Motores Electricos,S.L. 他２社	新たに出資持分等を取得したため

5. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

　なお、同一の納税主体で繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した影響により、変更前と比べて総資産が734百万円減少しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	11百万円
計	11百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　296,402百万円

3. 保証債務等

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、下記のとおり保証を行っております。

三井住友ファイナンス＆リース株式会社	（リース契約に伴う買取保証等）	14,811百万円
興銀リース株式会社	（リース契約に伴う買取保証等）	3,425百万円
芙蓉総合リース株式会社	（リース契約に伴う買取保証等）	978百万円
株式会社ダイヤモンド建機	（リース契約に伴う買取保証等）	285百万円
首都圏リース株式会社	（リース契約に伴う買取保証等）	243百万円
その他14件	（リース契約に伴う買取保証等）	450百万円
合計		20,191百万円

上記には外貨建保証債務933百万人民元（15,080百万円）及び13百万台湾ドル（47百万円）が含まれております。

4. 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、手形交換日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は手形交換日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形	4,969百万円
支払手形	1,966百万円

（連結損益計算書に関する注記）

年金バイアウトに伴う損失

当社の連結子会社であるSumitomo(SHI)Demag Plastics Machinery North America, Inc.の確定給付年金プランに関する年金バイアウトの実施に伴い発生したものであります。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	122,905,481	―	―	122,905,481
合計	122,905,481	―	―	122,905,481
自己株式				
普通株式	367,080	13,138	265	379,953
合計	367,080	13,138	265	379,953

自己株式数の増加は単元未満株主の買取請求によるものであり、減少は単元未満株主の買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日定時株主総会	普通株式	5,514	45	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年10月31日取締役会	普通株式	6,126	50	2018年9月30日	2018年12月3日
計		11,641	―		

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり、付議を予定しております。

① 配当の総額 7,597百万円
② 1株当たり配当額 62円00銭
③ 基準日 2019年3月31日
④ 効力発生日 2019年6月28日（予定）

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額 3,701円01銭
2. 1株当たり当期純利益 372円56銭

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは総合重機械メーカーとして減・変速機をはじめとする様々な機械、システムの製造販売事業を行っており、必要な運転資金及び設備資金を銀行借入や社債発行によって調達しております。一時的な余資は、安全性の高い短期的な金融資産での運用に限定しております。デリバティブは後述するリスクをヘッジする目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開することから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての営業債権と営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジし、ポジションを一定比率に維持しております。定期的に把握されたヘッジ比率と未ヘッジのポジションが取締役会に報告されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その殆どが１年以内の支払期日であります。一部には原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されているため、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る運転資金と設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち長期借入金の一部につきましては、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法につきましては、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また外貨建ての借入金は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約及び借入金に係る支払金利や為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法などにつきましては、前述の「会計方針に関する事項」に記載されております「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループでは、一定金額以上の国内案件と輸出案件につきましては、受注前に事前の与信審査を行うなど、営業債権の回収懸念軽減を図っております。また、各事業部門が与信管理規程に従い、取引相手ごとの営業債権の期日及び残高を管理し、回収懸念の早期把握に努めております。

デリバティブ取引の利用にあたりましては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。定期預金の運用にあたりましては、償還リスクを軽減するために、融資取引があり、かつ格付の高い金融機関のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての営業債権と営業債務をネットしたポジションにつきまして、ヘッジ比率、未ヘッジの為替量等を定めた市場リスク管理規程に従って、為替ヘッジを行っており、月次のヘッジ状況は毎月の取締役会に報告しております。外貨建ての営業債権債務を有する主要な連結子会社につきましても、ヘッジ比率、あるいは未ヘッジの為替量を定めた為替ヘッジ規程に従い、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクを管理しております。

また、当社は借入金に係る支払金利発生額を把握しており、定期的に取締役会に報告しております。支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社及び主要な連結子会社はデリバティブ取引につきましては、前述の為替及び金利変動リスクをヘッジする目的にのみ利用する方針であり、月次で契約先との残高照合などを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、主要な連結子会社にキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、当社がグループの資金を一元管理しております。事業部門及び主要関係会社からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(＊)	時価（＊）	差額
⑴現金及び預金	73,589	73,589	－
⑵受取手形及び売掛金	291,578	288,901	△2,677
⑶投資有価証券	11,993	11,993	－
⑷長期貸付金	3,812	3,203	△609
⑸支払手形及び買掛金	(188,069)	(188,069)	－
⑹短期借入金	(23,444)	(23,444)	－
⑺社債	(20,000)	(20,024)	△24
⑻長期借入金	(12,867)	(13,064)	△196
⑼デリバティブ取引	(624)	(625)	△1

（＊）負債に計上されているものにつきましては、(　)で示しております。

(注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴ 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵ 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

⑶ 投資有価証券

投資有価証券は株式であり、時価は取引所の価格によっております。

⑷ 長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑸ 支払手形及び買掛金、並びに⑹ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑺ 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑻ 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑼ デリバティブ取引

為替予約取引の時価の算定方法は、先物為替相場によっております。金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された金額によっております。

（注2）関係会社株式（連結貸借対照表計上額3,810百万円）、非上場株式（同2,462百万円）及び出資証券（同5百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶ 投資有価証券」には含めておりません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 土地の再評価

当社において、土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年３月31日公布法律第19号）に基づき、2002年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額につきましては、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定しておりますが、一部につきましては、同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日	2002年３月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△18,174百万円

2. 減損損失

⑴ 減損損失を認識した資産グループの概要

用　途	場　所	種　類	金　額
事業用資産	米国	のれん他	2,946百万円
事業用資産	愛媛県新居浜市他	機械装置他	265百万円
遊休資産	愛知県大府市	建物他	238百万円

⑵ 減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下等により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

⑶ 資産グルーピングの方法

事業部門別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産につきましては個々の物件単位でグルーピングをしております。

⑷ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。正味売却価額については、処分価額から処分に要する費用を控除した額をもって算定しております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを11％で割り引いて算定しております。

3. 金額の端数処理

表示金額の端数を四捨五入して表示しております。

4. 企業結合等関係

取得による企業結合

当社は、2018年５月25日開催の取締役会において、産業用モータを製造・販売するイタリアのLafert S.p.A.（以下、Lafert）及びその持株会社の株式等を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式等譲渡契約を締結いたしました。また、2018年６月25日付で株式譲渡が実行されました。

⑴ 企業結合の概要

（Lafert S.p.A.）

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　Lafert S.p.A.

事業の内容　モータ及びモーションコントロール機器の製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社のギヤ製品とLafertの各種モータ及びドライバ製品を組み合わせることで、それぞれの製品ポートフォリオの拡大と、より広範な顧客層に対する包括的なソリューションの提供を目指すためであります。

③ 企業結合日

2018年６月25日

④ 企業結合の法的形式

株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

Lafert S.p.A.

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率　―%

企業結合日に取得した議決権比率　100.0%

取得後の議決権比率　100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

（9FIN S.r.l.）

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　9FIN S.r.l.

事業の内容　株式保有会社

② 企業結合を行った主な理由

当社のギヤ製品とLafertの各種モータ及びドライバ製品を組み合わせることで、それぞれの製品ポートフォリオの拡大と、より広範な顧客層に対する包括的なソリューションの提供を目指すためであります。

③ 企業結合日

2018年６月25日

④ 企業結合の法的形式
持分の取得
⑤ 結合後企業の名称
9FIN S.r.l.
⑥ 取得した議決権比率
企業結合直前に所有していた議決権比率 —%
企業結合日に取得した議決権比率 100.0%
取得後の議決権比率 100.0%
⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として持分を取得したためであります。
(3FIN S.r.l.)
① 被取得企業の名称及び事業の内容
被取得企業の名称 3FIN S.r.l.
事業の内容 株式保有会社
② 企業結合を行った主な理由
当社のギヤ製品とLafertの各種モータ及びドライバ製品を組み合わせることで、それぞれの製品ポートフォリオの拡大と、より広範な顧客層に対する包括的なソリューションの提供を目指すためであります。
③ 企業結合日
2018年6月25日
④ 企業結合の法的形式
持分の取得
⑤ 結合後企業の名称
3FIN S.r.l.
⑥ 取得した議決権比率
企業結合直前に所有していた議決権比率 —%
企業結合日に取得した議決権比率 100.0%
取得後の議決権比率 100.0%
⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として持分を取得したためであります。
⑵ 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2018年4月1日から2018年12月31日まで
⑶ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金	21,356百万円
取得原価	21,356百万円

⑷ 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等 413百万円
⑸ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
① 発生したのれんの金額
12,107百万円
② 発生原因
取得した資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額により、発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間
16年間で均等償却

⑹ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	12,571百万円
固定資産	11,727
資産合計	24,297
流動負債	10,245
固定負債	4,369
負債合計	14,614

⑺ のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
顧客資産	5,504百万円	16年
技術資産	2,301百万円	16年
合計	7,805百万円	-

⑻ 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針
契約書に基づき、被取得企業の将来の業績達成度合いに応じて、追加の支払をすることとしております。また条件付取得対価の支払いによるのれんの増加分については、持分の取得の時期に支払ったものとみなして取得価額を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	30,872	27,073	―	27,073	6,295	43,461	49,756	△999
当期変動額								
剰余金の配当						△11,641	△11,641	
当期純利益						18,005	18,005	
自己株式の取得								△49
自己株式の処分			0	0				1
土地再評価差額金の取崩						10	10	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	0	0	―	6,375	6,375	△49
当期末残高	30,872	27,073	0	27,073	6,295	49,836	56,131	△1,048

	株主資本	評価・換算差額等				純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	106,701	4,670	930	40,831	46,431	153,132
当期変動額						
剰余金の配当	△11,641					△11,641
当期純利益	18,005					18,005
自己株式の取得	△49					△49
自己株式の処分	1					1
土地再評価差額金の取崩	10					10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△1,341	△1,212	△10	△2,563	△2,563
当期変動額合計	6,326	△1,341	△1,212	△10	△2,563	3,763
当期末残高	113,027	3,329	△281	40,820	43,868	156,895

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

⑵ デリバティブ……時価法

⑶ たな卸資産

仕掛品……個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

製品、原材料及び貯蔵品……主として総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10～50年

機械装置及び車両運搬具　　５～12年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率により計上しております。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 保証工事引当金

製品納入後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。

⑶ 受注工事損失引当金

未引渡工事のうち、当事業年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事につきましては、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。

⑷ 事業譲渡損失引当金

リゾート開発事業の譲渡に伴い今後発生すると予想される損失見込額を計上しております。

⑸ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、過去勤務費用につきましては、発生した事業年度において費用処理しております。

さらに、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事につきましては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事につきましては工事完成基準を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

⑴ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。

また、為替予約及び通貨スワップにつきましては振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

⑵ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建売掛金、外貨建買掛金及び予定取引
金利スワップ取引	借入金

⑶ ヘッジ方針

取締役会で定めた「市場リスク管理規程」に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクの低減を図ることを目的としており、実需原則に従い投機的な取引は行わないこととしております。

⑷ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を６か月毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップにつきましては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

9. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　124,630百万円

2. 保証債務等

保証債務

他の会社の金融機関等からの借入等に対し、下記のとおり債務保証を行っております。

Sumitomo SHI FW Energie B.V.	12,833百万円
住友建機株式会社	10,521百万円
住友重機械搬送システム株式会社	4,638百万円
Sumitomo Heavy Industries(USA), Inc.	3,830百万円
住友重機械エンバイロメント株式会社	2,557百万円
住友重機械工業(中国)融資租賃有限公司	2,527百万円
Sumitomo(SHI)Demag Plastics Machinery GmbH	2,388百万円
住友重機械マリンエンジニアリング株式会社	1,902百万円
他９件	4,390百万円
合計	45,586百万円

上記には外貨建保証債務104百万ユーロ(12,951百万円)、36百万米ドル(4,021百万円)、184百万人民元(3,035百万円)、44百万ポーランドズウォティ(1,279百万円)、234百万タイバーツ(815百万円)、８百万ブラジルレアル(238百万円)及び13百万台湾ドル(47百万円)が含まれております。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	36,933百万円
関係会社に対する長期金銭債権	0百万円
関係会社に対する短期金銭債務	100,822百万円
関係会社に対する長期金銭債務	56,223百万円

4. 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、手形交換日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は手形交換日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形	410百万円
支払手形	40百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	64,512百万円
関係会社からの仕入高	79,079百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	17,826百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び数　　普通株式　　379,953株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、減損損失、保証工事引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は土地再評価によるものであります。

（関連当事者との取引に関する注記）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Sumitomo SHI FW Energie B.V.	所有 直接 100%	役員の兼任	債務保証	12,403	－	－
子会社	住友建機株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任	債務保証	10,521	－	－
子会社	住友重機械搬送システム株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任	債務保証	4,638	－	－

（注）上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　　1,280円51銭
2. １株当たり当期純利益　　146円94銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年３月31日公布法律第19号）に基づき、2002年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額につきましては、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定しておりますが、一部につきましては、同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日	2002年３月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△18,174百万円

なお、土地再評価差額金は、会社計算規則第158条第３号の規定により、配当に充当することが制限されております。

2. 減損損失

⑴ 減損損失を認識した資産グループの概要

用　途	場　所	種　類	金　額
事業用資産	愛媛県新居浜市他	機械装置他	265百万円
遊休資産	愛知県大府市	建物他	238百万円

⑵ 減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下等により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

⑶ 資産のグルーピングの方法

事業部門別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産につきましては個々の物件単位でグルーピングをしております。

⑷ 回収可能価額の算定方法

主に正味売却価額により測定しており、処分価額から処分に要する費用を控除した額をもって算定しております。

3. 金額の端数処理

表示未満の端数を四捨五入して表示しております。